VII 市民負担や行政サービスの変化

Ⅰ 市民負担の変化

市民の皆さんが市に対して直接的に負担いただく市税、使用料・手数料等について、合併時と合併後でどのように変化してきているのかをこの項目では説明していきます。

(I) 市税

合併時から現在までの市税の変遷については、図表58のとおりです。

個人市民税と軽自動車税については、旧市町村間で差異がなかったため調整を要しませんでしたが、法人市民税と固定資産税については、平成20年度まで不均一課税とし、旧水沢市と旧江刺市の例により平成21年度に統一されています。

また、納税義務者一人(法人市民税は一事業所、軽自動車税は一台)当たりの市税負担額の推移については、図表59のとおりであり、平成18年度と令和2年度との比較では、個人市民税は1.4倍、法人市民税は0.8倍、固定資産税は1.0倍、軽自動車税は1.6倍となっています。

ただし、これは市税全体の徴収率が合併時と比べて上がっていることや、緩やかな景気の回復基調により、個人市民税では個人所得が上がっていること、固定資産税では地価の下落が続いているものの住宅建築や設備投資は増えていること、軽自動車税では平成27年度以降に適用された税額改定が大きく影響していると思われます。

【図表58】合併時から現在までの市税の変遷

項目	区分		合併時	(H18)				統一時期	現在【R2】	改定の変遷等
クロ クロ		調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以足の友彦寺
	均等割	3,000円	_	_	_	_	_		3,000円	なし
個人市民税	所得割	標準税率 200万円以下…3% 200万円超700万円以 下…8% 700万円超…12%	-	-	_	-	_		6%	H19税制改正(三 位一体改革による 税源移譲)
	均等割		制限	制限	標準	標準	標準	制限税率	制限税率	なし
法人市民税	法人税割	H20まで不均一課税 とし、H21に統一	14.7%	14.7%	12.3%	13.5%	12.3%	14.7%	8.4%	H26税制改正 14.7% ⇒12.1% R1税制改正 12.1% ⇒8.4%
固定資産税	 資産税 税率	H20まで不均一課税 とし、H21に統一	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%	なし
	原付自動車	1,000円~2,500円の 4区分	_	_	_	_	_		2,000円~3,700円の 4区分	H26税制改正
軽自動車税	軽自動車	2,400円~7,200円の 7区分	_	_	_	_	_		3,600円~10,800円 の7区分	⇒H27.4.1以後に初 めて車両番号の指定
	小型特殊自動車	1,600円と4,700円の 2区分	_	_	_	_	_		2,000円と5,900円の 2区分	を受ける軽自動車等 に適用
	二輪の小型自動車	4,000円	_	_	_	_	_		6,000円	

【図表59】納税義務者一人当たりの市税負担額と市税の徴収率の推移 ○納税義務者一人当たりの市税負担額の推移



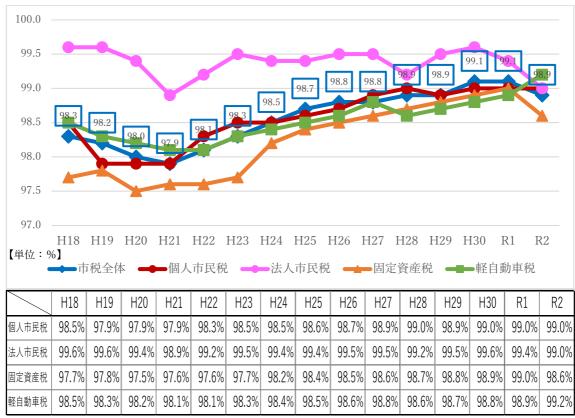


※ 納税義務者一人(法人市民税は一事業所、軽自動車税は一台)当たりの負担額は、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の各年度の調定額を以下の納税義務者数で除した額である。

(単位:人・事業所・台)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
個人市民税	58,296	58,497	58,172	57,131	55,638	55,226	55,832	57,215	56,949	56,300	57,472	57,882	57,977	57,832	58,379
法人市民税	2,740	2,630	2,660	2,618	2,576	2,524	2,511	2,528	2,543	2,543	2,551	2,553	2,584	2,585	2,649
固定資産税	53,656	52,544	52,538	53,125	52,701	53,116	53,090	53,383	53,074	53,060	53,254	53,217	53,278	53,254	53,157
軽自動車税	65,167	66,381	67,410	68,494	68,920	69,786	69,653	70,326	71,175	71,597	71,244	70,898	70,565	70,251	69,988

○市税の徴収率の推移



(2) 使用料・手数料

ア 水道料金

【図表60】合併時から現在までの水道料金の変遷

(1月に 75mm 100mm 100m			ロ IN nd ハ	7-7014					-	(rt n+ Hr		
計畫作為		区分		調整内容	水沢			胆沢	衣川		現在【R2】	改定の変遷
13an 20an		料金休至			用途別	口径別	用途別	用途別	用途別	口径別	1	
基本料金 (1月に つき) 10mm		14 77 14-71			定量料金制	従量料金制	定量料金制	定量料金制	定量料金制			
基本料金 (1月に					/	800円	/	/	/			
基本科金 (1月に つき) 150m (100m) 15					/	1.0000	/	/	/	,		 H27の4月の
語本料金 (1月に 750mm 75mm 100mm 100mm 75mm 100mm 1		., ,			/	· ·	/	/	/			空傷ロ1-計量
基本料金 (1月に 75mm 75mm 75mm 75mm 75mm 75mm 75mm 75m					/		/	/	/			した分より現
150m		り口住			/		/	/	/			
19 100mm	基本料金				/		/	/	/			1 1
京変用 10㎡ 10㎡	(1月に				/		/	/	/		-	4 1
信乗用 20㎡ 100㎡	つき)	家庭田			1.100円 (190円)	3,0001]	1.300円 (140円)	1,000円 (110円)	1.200円 (180円)	0,000]	10,000]	
日本月 20㎡ 13mm 100㎡ 13mm (18mm) 24mm (18mm) 24mm (18mm) 14mm (18mm) 14mm (18mm) 13mm (18mm)											/	/
工業用 100mm 10mm											/	/
西書東州 300㎡ 150㎡ 150㎡ 150㎡ 150㎡ 150㎡ 250㎡ 150㎡ 150㎡ 250㎡ 150㎡ 150㎡ 250㎡ 150㎡ 150㎡ 250㎡ 150㎡											/	/
臨時用 1㎡ 13mm 150円 130円 1										/	/	/
13mm 16mm 20mm 150円 130円 130円 130円 250円 250m 250m 250m 250m 250m 350円 400円 550m 550m 75mm 100mm 1,600円					2,400円 (300円)		200円 (200円)	130円 (130円)	220円 (200円)	/	/	/
### ### ### ### #####################						/				/	/	
メーター 使用料 20mm 25mm 30mm 40mm 200円 390円 600円 390円 600円 390円 750m 350円 400円 200円 390円 750m 1100m 現行のとお 75mm 100mm 現行のとお 2,500円 4,000円 1,600円 1,000円						/				/	/	/
### 200m			20mm		150円	/ /	250円		260円	/	/	/
使用料 P の口径			25mm		200円	/	400円	200円	390円	/	/	/
### 200m	l		30mm		350円	/ /	600円	350円	650円	/	/	/
100mm 100mm 100mm 2,100円 3,000円 4,000円 4,000円 10mm 2,500円 1,00円 2,500円 4,000円 4,000円 4,000円 4,000円 4,000円 180円 180円 180円 180円 194円 205円 20mm	12円科	り口住	40mm		400円		800円	400円	780円	/	/	/
100mm 現行のとお 2,500円 4,000円 4,000円 4,000円 10mk			50mm		1,600円		2,000円	1,600円	1,820円	/	/	/
10m以下の分			75mm		2,100円		3,000円	2,100円	3,000円	/	/	/
10mを超え 120円 180円 180円 180円 194円 205円 200円 200			100mm		2,500円		4,000円		4,000円		/	/
20m以下の分 20mを超え 20m以下の分 20mでを超え 30m以下の分 30mでを超え 50mでを超え 200m以下の分 200mでを超え 200m以下の分 200mでを超え 1,000m以下 200mを超え 1,000mでを超え 1,000mでを超え 2,35円 2,					/	80円	/	/	/	62円	95円	
20mを超え 30m以下の分 30mと取る。					/	120円	/	/	/	180円	180円	
194円 205円 194円 205円 194円 205円 198円 220円 120円					/		/	/	/			
198円 220円 1270 4月の 定例日に計量 120円 200㎡以下の分					/		/	/	/	194円	205円	
一般用 50㎡以下の分 50㎡を超え 150円 202円 在の料金を適用 235円				柳.—	/		/	/	/	1000	2200	H27の4月の
200m/以下の分 200m/を超え 1,000m/を超え 235円					/		/	/	/	190	22017	正例日に計量
### 150円 235円 235円 235円 230円 235円 230円 235円 230円 235円 230円 230円 235円 230円 230円 230円 230円 230円 230円 230円 230		一般用			/		/	/	/			
200mを超え 1,000m以下 の分 1,000mを超 える分 (1 mic つき) 業務一般用 40m以下の分 40mを超える 分 200mが以下の 分 1,000mが足 200mが以下の 分 1,000mがを超え ス る分 200mが以下の 分 1,000mがと超え える分 180円 200mがと超え 180円 200mを超え 180円 200mを超え 180円 200mを超え 180円 200mを超え 200円 200mを超え 180円 200mを超え 200円 200mが以下の 分 1,000mが以下の 分 1,000mが以下の 分 1,000mが以下の 分 1,000mを超え ス る ろ 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 20					/	150円	/	/	/	202円		
従量料金 (1 mic つき) (1 mic つき) 業務一般用 230円 230円 230円 230円 200㎡と超え 分 200㎡以下の分 40㎡を超え 分 200㎡以下の分 分 200㎡以下の分 1,000㎡を超え 1,000㎡を超え える分 300㎡以下のの分 1,000㎡を超え える分 300㎡以下のの分 1,000㎡を超え える分 300㎡を超え える分 300㎡を超え 180円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 2					/		/	/	/			
(江 m に つき)					/		/	/	/	216円	235円	
従量料金 (1 ㎡に つき) 業務一般用 40㎡以下の分 40㎡を超え			の分		/		/	/	/			
従量料金 (1 ㎡に つき) 業務一般用 単格の耐以下の分 40㎡を超える 分 200冊以下の 分 200冊以下の 分 200冊以下の 分 150円 150円 150円 150円 200冊以下の 分 200冊以下の 分 200冊以下の 分 200冊以下の 分 1000㎡を超え える分 300㎡以下の 分 1,000㎡を超 える分 300㎡以下の 分 1,000㎡を超 える分 300㎡以下の 分 1,000㎡を超 える分 300㎡以下の 分 1,000㎡を超 える分 300㎡以下の 分 1,000㎡を超 える分 300㎡を超 える分 300㎡を超え る分 300㎡を超え る分 400㎡を超 たる分 300㎡を超 たる分 300㎡を超 たる分 400㎡を超 たる分 300㎡を超 たる分 300㎡を超 たる分 400㎡を 400					/		/	/	/	230円		
10mfを超え 40mf以下の分 40mfを超える 200円 200mf以下の分 200mf以下の分 200mf以下の分 200mf也超え 180円 200円 200mfを超え 180円 200円 200mfを超え 180円 200円 20	従量料金				 	15000				/		
180円 180円 180円 200円 200円 200㎡と超える 分 200㎡を超え 180円 200円 200㎡を超え 180円 200円 200㎡を超え 180円 200円 20	(1㎡に				/	150円			/			
40㎡を超える 分	つき)	業務一般用				180円						
分						2000						
						200						
工業用 200㎡を超え 1,000㎡以下 の分 1,000㎡を超 える分 200円 対場営業用 300㎡を超え る分 72円 95円 H27の4月の 定例日に計量 に分より現 在の料金を適 在の料金を適					/	150円	/	/	/	/	/	
工業用 1,000㎡以下の分 1,000㎡を超 える分 200円 300㎡以下の 分 300㎡以下の 分 300㎡を超え る分 72円 95円 H27の4月の定例日に計量 上た分より現在の料金を適					/				/		/	/
1,000㎡を超える分 300㎡以下の分 72円 95円 H27の4月の定例日に計量した分より現在の料金を適在の料金を適		工業用			/	180円	/		/		/	/
える分 300㎡以下の 分 72円 95円 300㎡を超える分 180円 180円			の分		/				/		/	/
える分 300㎡以下の 分 300㎡を超え る分 180円					/	200円		/	/	/	/	/
2円 95H 定例日に計量					<u> </u>			<i></i>	/		<u> </u>	/ U07 D A D D
冷場営条用 300㎡を超え 180円 1			l							72円	95円	
る分 180円 180円 在の料金を適		浴場営業用								1000	100=	したハトリヨ
臨時用 240円 285円			る分		<u> </u>			/	<u>/</u>	180円		在の料金を適
※ まの今毎は粉枝さの料合でなり、上記会毎に消毒粉及び地大消毒粉の毎に担坐すて毎も加賀した毎			,									

[※] 表の金額は税抜きの料金であり、上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額 が実際の料金となる。

[※] 基本料金の()内は、超過 | ㎡につきの加算料金

合併時から現在までの水道料金の変遷は、図表60のとおりです。

水道料金については、合併時は現行のまま新市に引き継ぎ、平成20年度に口径別 従量料金制*で統一されています。その後水道事業に係る財政収支の均衡を図るため、 平成27年度に水道料金の改定が行われました。

なお、水道料金のモデルケースとして、一般用として口径13mmで20㎡使用した場合の月額料金を比較した場合は、図表61のとおりとなっており、消費税率の改正による影響を除いた平成18年度と令和2年度との比較では、月額料金が1.15倍~1.64倍となっています。

※ 口径別従量料金制…水道メーターの口径と使用水量に応じた料金体系

【図表61】水道料金モデルケースによる月額料金の比較

(単位:円)

		調整前	炕【H18~⊦	H19】		統一後		
	水沢	江刺	衣川	改定前【H20~H26】	改定後【H27~R2】			
月額料金	3,100	2,800	2,830	2,200	2 120	3,480	2 600	
(税抜)	3,100	2,000	2,030	2,200	3,130	3,400	3,600	

※ 上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となるが、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改正され、令和元年10月から同率が8%から10%に改正されているため、時期により加算される消費税及び地方消費税の額に相当する額が異なる。

イ 下水道使用料、農業集落排水使用料、浄化槽使用料及び汚水処理施設使用料

(ア) 下水道使用料

【図表62】合併時から現在までの下水道使用料の変遷

					合併時	【H18】			統一時期	п+ (ра)	*中 o 本 画			
	区分		調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	現在【R2】	改定の変遷			
基本料金 (1月に・	_	般用		1,000円	1,000円	1,300円	1,300円		1,000円	1,000円	H21は激変緩 和措置あり			
つき)	浴	場用		1,000円	1,000円	1,300円	1,300円		1,000円	1,000円	なし			
	臨	時用												
		10㎡以下の分		80円	80円	0円	0円		80円	80円				
		10㎡を超え		130円	120円	130円	110円	/	120円	120円				
		20㎡まで						/						
		20㎡を超え 30㎡まで		150円	140円	140円	120円	/	140円	140円				
		30㎡を超え 40㎡まで	現行のとお りとし、	170円	160円	150円	130円		160円	160円				
		40mまで 40mを超え	りとし、 H20を目途	1000	1700	1600	1400	/	1000	1000	H21及びH22			
従量料金	一般用	50㎡まで	に統一	180円	170円	160円	140円		180円	180円	ば激災緩和指			
(1㎡に		50㎡を超え 100㎡まで	V = 11/16	190円	180円	170円	150円	/	190円	190円	置あり			
つき)		100㎡を超え		0000	4000	4000	4.00	/			†			
		500㎡まで		200円	190円	180円	160円	/						
		500㎡を超え	1		-			200円			/	200円	200円	
		1,000㎡まで 1,000㎡を超		210円		190円	170円	/						
		える分			200円			V						
	 浴			100円	80円	80円	70円		80円	80円	+>1			
	臨	時用		210円	250円	190円	170円		200円	200円	なし			

※ 表の金額は税抜きの料金であり、上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となる。

合併時から現在までの下水道使用料の変遷は、図表62のとおりです。

下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、平成21年度に統一料金が設定されましたが、平成21年度と平成22年度は激変緩和措置が取られ、実質的には平成23年度から統一されました。

なお、下水道使用料のモデルケースとして、一般用として20㎡使用した場合の月額料金を比較した場合は、図表63のとおりとなっており、消費税率の改正による影響を除いた平成18年度と令和2年度との比較では、月額料金が0.97倍~1.25倍となっています。

【図表63】下水道使用料モデルケースによる月額料金の比較

(単位:円)

	Ē	調整前【H	18~H20]		激変緩和	措置【H21	L:上段・H2	22:下段】	統一後
	水沢	江刺	前沢	胆沢	水沢	江刺	前沢	胆沢	[H23~R2]
月額料金	3,100	3,000	2,600	2,400	3,070	3,000	2,710	2,580	3,000
(税抜)	3,100	3,000	2,000	2,400	3,040	3,000	2,830	2,760	3,000

[※] 上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となるが、平成 26年4月から消費税率が5%から8%に改正され、令和元年10月から同率が8%から10%に改正 されているため、時期により加算される消費税及び地方消費税の額に相当する額が異なる。

(1) 農業集落排水使用料

【図表64】合併時から現在までの農業集落排水使用料の変遷

	区分			-	合併時	[H18]			統一時期	現在【R2】	改定の変遷
	区分		調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	現任【RZ】	以正の変遷
基本料金 (1月に	_	般用		1,000円	1,000円				1,000円	1,000円	なし
つき)	臨	時用									
		10㎡以下の分		80円	50円	/	1 /	1 /	60円	80円	
		10㎡を超え 20㎡まで		130円	70円				80円	120円	
		20㎡を超え 30㎡まで		150円	70円				100円	140円	
		30㎡を超え 40㎡まで		170円	80円				110円	160円	
従量料金 (1㎡に	一般用	40㎡を超え 50㎡まで	現行のとお	180円	80円				120円	180円	H21及びH22 並びにR2は
つき)		50㎡を超え 100㎡まで	りとし、 H20を目途	190円	90円				130円	190円	激変緩和措置 あり
		100㎡を超え 500㎡まで	に従量料金 制を基本に	200円	90円			/			
		500㎡を超え 1,000㎡まで	統一	210円	90円		/	/	140円	200円	
		1,000㎡を超 える分		210/)	90円						
	臨	時用		210円	210円				140円	200円	
	基本額	一般用				1,000円	1,000円	1,000円			
111 ttt doll 655	基 全 報	個人経営事 業所						2,000円			
世帯割額	世帯員割額	一般用				300円	370円	400円			
	人にフロノ	公共施設及 び事業所						600円			

※ 表の金額は税抜きの料金であり、上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となる。

合併時から現在までの農業集落排水使用料の変遷は、図表64のとおりです。

農業集落排水使用料については、合併時は現行のとおりとし、平成21年度に従量料金に統一されましたが、平成21年度と平成22年度は激変緩和措置が取られ、 実質的には平成23年度から統一されました。

また、農業集落排水施設の統廃合や公共下水道への接続を推進するため、令和2年度から公共下水道事業の使用料に準じる改定が行われましたが、当該年度は激変緩和措置が取られています。

なお、農業集落排水使用料のモデルケースとして、一般用として4人世帯で20 m³使用した場合の月額料金を比較した場合は、図表65のとおりとなっており、消費税率の改正による影響を除いた平成18年度と令和2年度との比較では、月額料金が0.87倍~1.23倍となっています。

【図表65】農業集落排水使用料モデルケースによる月額料金の比較

(単位:円)

		調整前	ή【H18∼ŀ	H20]		激変	緩和措置	【H21:上段	(·H22:下♬	7. [7]	統-	-後
	水沢	水沢 江刺 前沢 胆沢 衣					水沢 江刺 前沢 胆沢 衣川			衣川	改定前【H23~R1】	改定後【R2】
月額料金	3,100	2,200	2,200	2,480	2,600	2,940	2,260	2,280	2,470	2,470	2,400	2,700
(税抜)	3,100	۷,200	2,200	2,400	2,000	2,670	2,320	2,350	2,450	2,450	2,400	2,700

[※] 上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となるが、平成 26年4月から消費税率が5%から8%に改正され、令和元年10月から同率が8%から10%に改正 されているため、時期により加算される消費税及び地方消費税の額に相当する額が異なる。

(ウ) 浄化槽使用料

【図表66】合併時から現在までの浄化槽使用料の変遷

Г				合併時	[H18]			統一時期	現在【R2】	改定の変遷
ļ.	스'刀'	調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	現在 【NZ】	以上の支達
	5人槽		2,667円	2,400円	2,667円	5,220円	5,000円			
	6~7人槽		2,667円	2,400円	2,667円	5,980円	5,700円			
	8~10人槽		2,667円	2,400円	2,667円	7,230円	6,900円			
	11~15人槽		2,858円	2,400円	2,858円	11,060円				
	16~20人槽		2,858円	2,400円	2,858円	12,310円				
基本料金	21~25人槽		3,429円	2,400円	3,429円	13,900円	その都度定め			
(1月に	26~30人槽		3,429円	2,400円	3,429円	15,240円	る。	2,667円	2,667円	なし
つき)	31~40人槽		4,000円	2,400円	4,000円	19,540円				
	41~50人槽		4,667円	2,400円	4,667円	22,560円				
			41~50人槽の		41~50人槽の					
			基本料金に1		基本料金に1					
	51人槽以上	現行のとお	人槽増えるご		人槽増えるご					
			とに48円を加 算した額		とに48円を加 算した額					
	10㎡以下の分		70円	80円	70円	r /		80円	80円	
	10㎡を超え	に統一				1 /	/			
	20㎡まで	450	80円	80円	70円	/	/ /	110円	110円	
	20㎡を超え		90円	100円	90円	1 /	/	130円	130円	
	30㎡まで		501 3	10017	0013	. /	/	100, ,	10017	
従量料金	30㎡を超え			120円		/		150円	150円	H21及びH22
	40mまで 40㎡を超え					/	/			は激変緩和措
つき)	50㎡まで			140円		/		170円	170円	置あり
	50㎡を超え		1000	1600	1000	/	/	1000	1000	
	100㎡まで		100円	160円	100円	/	/	180円	180円	
	100㎡を超え			180円		/	/			
	500㎡まで			10011		/		190円	190円	
	500㎡を超え			200円		/	/	1501,	150,,	
	る分					<u>/</u>	/		 	

[※] 表の金額は税抜きの料金であり、上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となる。

合併時から現在までの浄化槽使用料の変遷は、図表66のとおりです。

浄化槽使用料については、合併時は現行のとおりとし、平成21年度に統一料金が設定されましたが、平成21年度と平成22年度は激変緩和措置が取られ、実質的には平成23年度から統一されました。

なお、浄化槽使用料のモデルケースとして、6~7人槽で20㎡使用した場合の月額料金を比較した場合は、図表67のとおりとなっており、消費税率の改正による影響を除いた平成18年度と令和2年度との比較では、月額料金が0.76倍~1.14倍となっています。

【図表67】浄化槽使用料モデルケースによる月額料金の比較

(単位:円)

Ī			調整前	前【H18~H	H20]		激変	緩和措置	【H21:上段	₹・H22:下戶	役】	統一後
		水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	[H23~R2]
	月額料金	4,167	4,000	4,067	5,980	5,700	4,297	4,177	4,297	5,177	4,954	4,567
	(税抜)	4,107	4,000	4,007	3,300	3,700	4,427	4,372	4,427	4,896	4,800	4,507

[※] 上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となるが、平成 26年4月から消費税率が5%から8%に改正され、令和元年10月から同率が8%から10%に改 正されているため、時期により加算される消費税及び地方消費税の額に相当する額が異なる。

(エ) 汚水処理施設使用料

【図表68】合併時から現在までの汚水処理施設使用料の変遷

	区分				合併時	[H18]			統一時期	現在【R2】	改定の変遷
			調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	STATE [NZ]	以上の友麿
基本料	料金(1月に	こつき)		1,300円			680円		1,000円	1,000円	なし
		10㎡以下の分		0円	/	/	10㎡まで680円		80円	80円	
		10㎡を超え 20㎡まで		130円	/	/			120円	120円	
		20㎡を超え 30㎡まで		140円					140円	140円	
従量料金		30㎡を超え 40㎡まで	現行のとおりとし、	150円					160円	160円	H21からH24
(1㎡に		40㎡を超え 50㎡まで	H20を目途	160円			10㎡を超える 1 ㎡につき68円		180円	180円	まで激変緩和
つき)		50㎡を超え 100㎡まで	に統一	170円					190円	190円	
	1 5 5	100㎡を超え 500㎡まで 500㎡を超え る分		180円					200円	200円	
	臨	時用							200円	200円	

[※] 表の金額は税抜きの料金であり、上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算 した額が実際の料金となる。

合併時から現在までの汚水処理施設使用料の変遷は、図表68のとおりです。

汚水処理施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、平成21年度に統一料金が設定されましたが、平成21年度から平成24年度まで激変緩和措置が取られ、実質的には平成25年度から統一されました。

なお、汚水処理施設使用料のモデルケースとして、一般用として20㎡使用した場合の月額料金を比較した場合は、図表69のとおりとなっており、消費税率の改正による影響を除いた平成18年度と令和2年度との比較では、月額料金が0.97倍~1.47倍となっています。

【図表69】汚水処理施設使用料モデルケースによる月額料金の比較

(単位:円)

		調整前【H	18~H20】	激変緩和措置【	【H21:左上段・H22:左	E下段・H23:右上段	・H24:右下段】	統一後
		水沢	胆沢	水	沢	胆	【H25∼R2】	
ſ	月額料金	3 100	2 040	3,080	3,040	2,181	2,591	3,000
	(税抜)	3,100 2,040	3,060	3,020	2,386	2,796	3,000	

[※] 上記金額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額が実際の料金となるが、平成 26年4月から消費税率が5%から8%に改正され、令和元年10月から同率が8%から10%に改 正されているため、時期により加算される消費税及び地方消費税の額に相当する額が異なる。

ウ 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額(保育所保育料・幼稚園保育料)

(ア) 保育所保育料

【図表70】合併時の保育所保育料基準額の比較表

(単位:円)

	ter /\			階層	区分					3 歳未	F満児					3 ヵ	规					4 歲以)上児		
世市	区分	奥州市	旧水沢市	旧江刺市	旧前沢町	旧胆沢町	旧衣川村	奥州市	旧水沢市	旧江刺市	旧前沢町	旧胆沢町	旧衣川村	奥州市	旧水沢市	旧江刺市	旧前沢町	旧胆沢町	旧衣川村	奥州市	旧水沢市	旧江刺市	旧前沢町	旧胆沢町	旧衣川村
生活保護法に帯	よる被保護世	А	А	A	Α	Α	Α	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度市町村	母子世帯、在宅 障害児(者)の いる世帯等	特B	B 1	特B	特B	特B	特B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民税非課税世	上記以外の世帯	В	B 2	В	В	В	В	3,300	5,200	4,700	2,600	3,200	3,500	2,200	4,200	3,700	1,800	2,100	2,500	2,200	4,200	3,700	1,800	2,100	2,500
带	固定資産税	/	7	7	C特1		7				4,000				/		2,500						2,500		
	20,000円以上 市町村民税均等	C 1	C 1	C 1	C 1	C 1	C 1	8,500	14,000	11,400	8,000	9,900	9,000	5,000	10,800	8,600	5,000	7,100	5,600	5,000	10,800	8,600	5,000	7,100	3,900
前年分の所得	割のみ 市町村民税所得		_	-	_	_	01			-			3,000		-				3,000		-				3,300
税非課税世帯	割5,000円未満	C 2	C 2	C 2	C 2	C 2	C 2	11,500	16,200	15,000	11,000	12,600	12,000	8,000	12,900	12,200	8,400	9,800	10,000	8,000	12,900	12,200	8,400	9,800	7,300
	市町村民税所得 割5,000円以上	C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		12,500	18,300	17,500	12,000	14,400	,	9,500	15,100	14,400	10,000	11,700	,	9,500	15,100	14,400	10,000	11,700	.,
	3,000円未満		D 1		D 1	D1			20,600		14,000	16,500			16,400		11,000	13,200			16,400		11,000	13,200	
	5,000円未満				D 2	01	D1				15,000	10,300	15,500				13,000	15,200	13,500				13.000	13,200	10,800
	10,000円未満		D 2						23,000						18,900						18,900		10,000		
	12,000円未満	D 1	_	D1		D 2		16,500		21,500		19,000		14,000		17,800		15,500		14,000		17,800	10,000	15,500	14.000
	15,000円未満				D 3	_	D 2				18,000		19,000				16,000		17,000				16,000		14,000
	17,000円未満 20,000円未満		D 3		_		_		24,400						21,400						21,400				
	24.000円未満			 		D 3						21,500						18,700						18,700	
	25,000円未満	D 2	\vdash					20,000						17,000						17,000					
	40,000円未満		D 4		D 4	D 4	D 3	,	27,700		22,000	25,900	23,000	,	25,100		20,000	23,200	21,000	,	25,100		20,000	23,200	17,800
	48,000円未満			D 2						27,700						25,800		Ė				25,800			
	50,000円未満	D 3				D 5		23,000				30,000		20,000				27,000		20,000				27,000	
	64,000円未満		D 5						31,600						28,700										
	72,000円未満			D 3	D 5	D 6	D 4			33,600	26,000	36,200	27,000			30,900	23,000	33,200	23,800			30,100	23,000		20,900
	80,000円未満	D 4				00		27,000		55,000		30,200		24,000		30,300		33,200		24,000		30,100			
	90,000円未満		D 6						36,800																
前年分の所得 税課税世帯	96,000円未満		_		D 6	D 7					31,000	40,700					28,000	34,300					28,000		
优味优世帝	100,000円未満	D 5	D 7			_	D 5	32,000	40,800				32,000	26,000					29,000	26,000					
	110,000円未満 120,000円未満		יטו	D 4	-	D 8			40,000	38,000		43,000				35,200									
	140,000円未満				D 7	00					33,000	40,000					30,000								
	144,000円未満	D 6	D 8					37,000	48,900																
	160,000円未満					D 9			40.05		10.051	44,500									28,700				
	168,000円未満		D 9		D 8		0.0		49,900		40,000		20,000		34,400						26,600			29,500	
	170,000円未満	D 7		D 5		D10	D 6	41,000		43,600		46,200	36,600		32,300							33,200			25,000
	180,000円未満	וטו		03	D 9			41,000		43,000	42.000							35,000							
	200,000円未満				UJ	D11					42,000	52.100		28.000				33,000		28,000			29,000		
	275,000円未満	D 8			D10			44,000			43,000	32,100		20,000			33,000		32,100	20,000					
	300,000円未満		D10	l		D12	D 7	,200	52,500		,.,,,	52,900	38,300			36,300									
	370,000円未満		"	D 6			į.	47.00	,	52,900		,	,												
	400,000円未満	D 9			D11			47,000			45,000														
	408,000円未満			<u> </u>		D13	D.8					53,500	40.000												
	510,000円未満 510,000円以上	D10		D 7	D12		סט	50,000		67,300	47.000		40,000												
II	310,000円以上 3 水 (足	_		<u> </u>												- 1766 1				2	1.35				

[※] 旧水沢市の3歳児のD6以上及び4歳以上児のD5以上の階層区分の上段は施設定員が30人から 120人まで、下段は施設定員が121人以上の場合の保育料を表す。

保育所保育料については、図表70のとおり年齢及び階層区分は国の基準を基本とし、徴収額は前沢町、胆沢町及び衣川村の例を基本に、平成18年度から料金が統一されました。

年齢区分は3歳未満児と3歳以上児の2区分としたほか、徴収額は国基準よりも 4割程度低い額に設定し、所得金額に応じた階層区分を細分化することにより保護 者の負担軽減を図っています。

(1) 幼稚園保育料(公立)

公立の幼稚園保育料については、図表71のとおり合併時は現行のとおりとし、前沢町及び胆沢町の例を基本に平成19年度に統一されました。公立幼稚園は私立幼稚園と比較し、合併前の旧市町村の時代から低廉な保育料を設定していましたが、公立幼稚園の設置状況や利用状況を加味して統一料金が決定されました。

【図表71】合併時の公立幼稚園保育料

(単位:円)

区分			合併時	【H18】			統一
	調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H19∼H26】
保育料(月額)	現行のとお りとし、前 沢町及び胆	5,000	5,500	4,000	4,000	1,500	4,000
入園料	沢町の例を 基本にH19に 統一	3,000	3,000	2,000	3,000	0	3,000

(ウ) 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されたことに伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの保護者は子どものための教育・保育給付を受けるための認定が必要となり、その区分に応じた利用者負担額を支払うこととされました。制度開始後もひとり親世帯等の利用者負担額の軽減や3歳以上の全ての子どもにかかる費用を無償化するなどの改正が行われており、現在の幼児教育・保育施設の利用者負担額は図表72のとおりとなっています。

【図表72】幼児教育・保育施設の利用者負担額(令和2年度)

○幼稚園・認定こども園(幼稚園分)

	階層区分		1 号認定 (3 歳以上)
А	生活保護世帯		
В	市民税非課税世帯		保育料:0円
Ь	市民税均等割のみ課程		副食費:免除
С		77,101円未満	
D 1	市民税所得割課税額	77,101円以上	保育料:0円
		211,201円未満	
D 2		211,201円以上	副食費:実費

○保育所・認定こども園(保育所分)・地域型保育事業

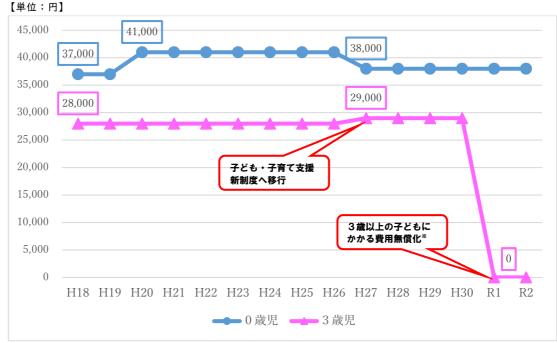
(単位:円)

		階層区分		2号認定((3歳以上)	3号認定(3歳未満)
		PA / A / C / J		標準時間	短時間	標準時間	短時間
Α	生活保護世帯					0	0
В	市民税非課税†	世帯				0	0
C1	市民税均等割	のみ課税世帯	ひとり親世帯等			4,000	3,800
			上記以外の世帯			8,500	8,000
C 2		30,000円未満	ひとり親世帯等			4,000	3,800
		30,000 17尺/周	上記以外の世帯	保育料	: 0円	11,000	10,400
C 3		30,000円以上	ひとり親世帯等	副食費	:免除	4,000	3,800
		48,600円未満	上記以外の世帯			14,000	13,300
D1a		48,600円以上	ひとり親世帯等			4,000	3,800
		57,700円未満	上記以外の世帯			16,500	15,600
D 1 L		57,700円以上 63.600円未満	ひとり親世帯等			4,000	3,800
D1b		63,600円未満	上記以外の世帯		: 0円: 実費	16,500	15,600
D2a		63,600円以上	ひとり親世帯等	保育料	: 0円: 免除	4,000	3,800
		63,600円以上 77,101円未満	上記以外の世帯			20,000	19,000
D 2 b	市民税所得割	77,101円以上7	'8,600円未満			20,000	19,000
D3	課税額	78,600円以上9	97,000円未満			24,000	22,800
D 4		97,000円以上1	17,000円未満			28,000	26,600
D 5		117,000円以上	:141,900円未満			33,000	31,300
D 6	1 2 2	141,900円以上	169,000円未満		: 0円: 実費	38,000	36,100
D 7		169,000円以上	200,100円未満			42,000	39,900
D8		200,100円以上	250,000円未満			46,000	43,700
D 9		250,000円以上	:301,000円未満			50,000	47,500
D10		301,000円以上	397,000円未満			53,000	50,300
D11		397,000円以上	-			56,000	53,000

(エ) モデルケースによる保育料の推移

保育所保育料のモデルケースとして、夫婦共働きの核家族世帯(子 I 人【 O 歳児 又は 3 歳児】)で前年分の市民税所得割課税額が扶養義務者合算で I 5万円の場合の 月額で試算した保育料(標準時間)の推移は、図表73のとおりとなっています。

【図表73】モデルケースによる保育料の推移



※3歳以上の子どもにかかる費用の無償化は、令和元年10月以後の利用者負担額から適用 (副食費は実費負担)

工 各種証明手数料

住民登録、印鑑登録、戸籍及び税務証明に係る手数料については、図表74のとおり合併時に料金が統一されています。平成19年7月からは、住民票、印鑑証明、所得証明及び納税証明について、自動交付機による交付手数料を減額したほか、平成23年3月からは、コンビニエンスストアの端末等から窓口交付時間外でも自動交付が受けられるよう利便性の向上を図っています。

【図表74】合併時から現在までの各種証明手数料の変遷

項目	区分			併前【H17】			合併時	現在	改定の変遷
- 現日	<u></u>	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H18】	【R2】	以上の変遷
	住民基本台帳の閲覧 (1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	住民票等の交付 (1通につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	自動交付機に よる住民票の 写しの交付: 200円 上記以外によ る交付 :300円	平成19年7月 より自動交付 機による交付 手数料を減額
住民登録	住民票の除票等の交付 (1通につき)		(令和2年2	月27日まで	「住民票等」	により交付)		300円	*
関係手数 料	住所に関する証明 (1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	(1件につき) その他の証明 (1件につき) 住民基本台帳カードの 交付(1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
		500円	500円	500円	500円	500円	500円		平成27年12月 まで適用
	通知カードの再交付 (1件につき)							500円	平成27年10月 から令和2年 9月まで適用
	個人番号カードの再交 付(1件につき)							800円	平成28年1月 から適用

				↑ 分併前【H17】			合併時	現在	L
項目	区分	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	[H18]	【R2】	改定の変遷
印鑑登録 関係手数	印鑑に関する証明 (1通につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	自動交付機に よる交付 : 200円 上記以外によ る交付 : 300円	平成19年7月 より自動交付 機による交付 手数料を減額
	印鑑登録証 (1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	戸籍の謄本又は抄本の 交付 (1通につき)	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	
	戸籍記載事項証明 (1件につき)	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	
	除籍の謄本又は抄本の 交付 (1通につき)	750円	750円	750円	750円	750円	750円	750円	
	除籍記載事項証明 (1件につき)	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	
戸籍関係	戸籍届出受理証明 (1通につき)	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	
手数料	戸籍届出受理証明 (上質紙1通につき)	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	
	届書その他の書類の閲 覧(1件につき)	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	
	身分に関する証明 (1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	戸籍の附票等の交付 (1通につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	戸籍の附票の除票の写 しの交付(1通につき)	(*	令和 2 年 2 月	27日まで「戸	=籍の附票等	」により交付)	300円	*
	所得に関する証明 (1枚につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	自動交付機に よる交付 : 200円 上記以外によ る交付 : 300円	平成19年7月 より自動交付 機による交付 手数料を減額
	営業に関する証明 (1枚につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
税務証明	資産に関する証明 (1枚につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
関係手数 料	納税に関する証明 (1枚につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	自動交付機に よる交付 : 200円 上記以外によ る交付 : 300円	平成19年7月 より自動交付 機による交付 手数料を減額
	公簿、地籍図の閲覧 (1件につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	
	公簿、地籍図の謄本又 は抄本の交付 (1枚につき)	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	

※ 令和元年6月の住民基本台帳法改正により、令和2年2月28日から「除票」の区分を適用

(3) 保険料等

ア 国民健康保険税

合併時から現在までの国民健康保険税の変遷は、図表75のとおりです。

国民健康保険税については、平成20年度まで不均一課税とし、平成21年度に国民健康保険事業の財政計画を踏まえた検討結果による統一税率が設定されましたが、平成21年度と平成22年度は激変緩和措置が取られ、実質的には平成23年度から統一する予定としておりました。

しかしながら、平成20年度から施行された後期高齢者医療制度による影響で、先の 財政計画との乖離が生じたことから、財政運営の健全化を図るために統一税率を見直 し、平成23年度に税率の引き上げが行われました。 その後も財政見通しを踏まえ、事業の健全な運営と財政の安定化を図るため、平成 28年度以降は財政調整基金の保有額が適正な規模となるよう税率を引き下げるなど、 税率等の見直しによる改定が3回行われています。

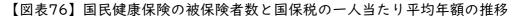
【図表75】合併時から現在までの国民健康保険税の変遷

-	区分		·	合併時	(H18)			統一*	改定①	改定②	改定③	改定④
Ŀ	<u>△</u> .Д.	調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H21】	【H23】	【H28】	[H30]	[R3]
	所得割		8.80%	7.50%	6.10%	6.60%	5.10%	4.79%	9.05%	6.18%	5.10%	6.50%
	資産割		15.00%	20.00%	20.00%	42.30%	39.00%	9.00%				
	均等割		25,000円	21,000円	18,300円	18,000円	19,000円	14,300円	20,700円	15,200円	14,400円	19,800円
医療給付分										特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯…19,900	定継続世帯以外	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯…19,800
<i>y</i>	平等割		27,000円	26,000円	31,500円	22,000円	24,000円	世帯…17,900円 特定世帯… 8,950円	世帯…27,200円 特定世帯… 13,600円	特定世帯… 9,950円 特定継続世帯…	円 特定世帯··· 9,000円 特定継続世帯··· 13,500円	円 特定世帯··· 9,900円 特定継続世帯··· 14,850円
	課税限度額		530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	470,000円	510,000円	540,000円	580,000円	630,000円
	所得割	□20まで下						2.48%	3.22%	3.22%	2.30%	2.50%
	資産割	H20まで不 均一課税と し、H21に						6.00%				
	均等割							7,100円	7,000円	7,000円	6,600円	7,800円
後期高齢 者支援金 分	平等割	統一	/					特定世帯以外の 世帯…8,700円 特定世帯… 4,350円	世帯···9,200円 特定世帯··· 4,600円	の世帯···9,200 円 特定世帯··· 4,600円 特定継続世帯···	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯…7,800円 特定世帯… 3,900円特定継続世帯… 5,850円	特定世帯及び特定維続世帯以外の世帯・・・7,800円 特定世帯・・・ 3,900円特定継続世帯・・・ 5,850円
	課税限度額							120,000円	140,000円	190,000円	190,000円	190,000円
	所得割		2.00%	0.75%	0.90%	1.00%	0.78%	1.44%	2.46%	3.00%	1.78%	1.78%
介護納付	資産割		2.00%	5.00%	4.50%	7.00%	5.20%	2.00%				
金分	均等割	_	6,000円	7,000円	6,000円	1,800円	6,000円	5,400円	7,100円	9,000円	6,600円	6,600円
並刀	平等割		7,000円	3,000円	4,000円	2,900円	3,500円	4,800円	6,400円	8,500円	6,000円	6,000円
ж. п.	課税限度額	1001174	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	100,000円	120,000円	160,000円	160,000円	170,000円

※ H21及びH22は激変緩和措置あり

なお、合併時から現在までの被保険者数と一人当たりの平均年額の推移は図表76のとおりであり、後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成20年度に被保険者が約3割減となったほか、リーマンショックによる景気低迷の影響により国民健康保険への加入増が平成20年度から平成22年度にかけて若干見られましたが、それ以降は逓減傾向にあります。

また、国民健康保険税の一人当たり平均年額は、税率等の見直しによる改定があった年度にそれぞれ大きな変動が見られますが、平成25年度以降は税率の引き下げが続いたことなどにより、下降傾向となっています。





- ※ 被保険者数は、国民健康保険事業年報による当年3月から翌年2月までの平均人数
- ※ 一人当たり平均年額は、現年度調定額を被保険者数で除した金額
- ※ 一人当たり平均年額に 印がある年度は税率等の改定があった年度を表す。

イ 介護保険料

合併時から現在までの介護保険料の変遷は、図表77のとおりです。

介護保険料については、平成20年度まで不均一賦課とし、平成21年度に高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画を踏まえた統一の保険料額が設定されましたが、平成21年度と平成22年度は激変緩和措置が取られ、実質的には平成23年度から統一されました。

その後も介護保険事業計画の策定時期に合わせて3年ごとに保険料の改定が行われており、所得段階区分も所得の少ない人に配慮するとともに、所得金額に応じた保険料額とするため、国基準よりも多段階設定(弾力化)を採用し、現在はII段階制になっています。

なお、合併時の第3期【H18~H20】から現在の第8期【R3~R5】までの介護保 険料基準額の推移については、図表78のとおりであり、65歳以上の第1号被保険者 における認定率の上昇による介護給付費の増や介護予防などの地域支援事業の取組強 化等により全国的に増加傾向にありますが、本市の保険料基準額は全国平均や県平均 よりも低い水準にあります。

【図表77】合併時から現在までの介護保険料の変遷

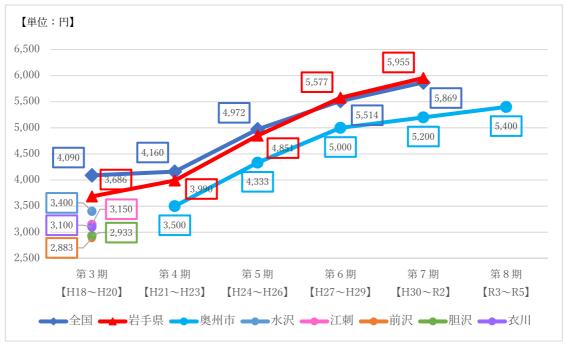
Г	 区分			第3期【H	18~H20]			第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		
1	<u> </u>	調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	[H21~H23]	[H24~H26]	[H27~H29]	【H30∼R2】	[R3~R5]		
	第1段階		18,400円	18,900円	17,300円	17,600円	18,600円	18,900円	20,800円	24,000円	28,000円	32,400円		
	第2段階		18,400円	18,900円	17,300円	17,600円	18,600円	18,900円	20,800円	36,000円	40,500円	45,300円		
	第3段階		29,400円	28,400円	26,000円	26,400円	27,900円	29,400円	31,200円	42,000円	46,800円	48,600円		
	第4段階	H20まで不	40,800円	37,800円	34,600円	35,200円	37,200円	39,900円	36,400円	54,000円	56,100円	58,300円		
	第5段階	均一賦課と	51,000円	47,300円	43,300円	44,000円	46,500円	42,000円	49,400円	60,000円	62,400円	64,800円		
所得段階	第6段階	り一 <u></u>	61,200円	56,700円	51,900円	52,800円	55,800円	50,400円	52,000円	72,000円	74,800円	77,700円		
	第7段階	が ・ ・ 統一	81,600円					52,500円	62,400円	78,000円	81,100円	84,200円		
	第8段階	7VL						63,000円	65,000円	90,000円	93,600円	97,200円		
	第9段階									73,500円	78,000円	96,000円	99,800円	103,600円
	第10段階								91,000円	108,000円	112,300円	116,600円		
	第11段階								104,000円	120,000円	124,800円	129,600円		

- ※ 第4期のH21及びH22は激変緩和措置あり
- ※ オレンジ色に着色している所得段階は基準額を表す。
- ※ 第6期【H27~H29】の第1段階は、公費負担(国:1/2・県:1/4・市:1/4)による低所得者への軽減措置が適用されるため、実際の保険料は21,000円となる。
- ※ 第7期【H30~R2】の第1段階~第3段階は、公費負担による低所得者への軽減措置が適用されるため、実際の保険料は、以下のとおりとなる。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第 段階	24,900円	20,200円	15,600円
第2段階	軽減なし	32,700円	24,900円
第3段階	軽減なし	45,200円	43,600円

※ 第8期【R3~R5】の第1段階~第3段階は、公費負担による低所得者への軽減措置が適用される ため、実際の保険料は、第1段階:19,400円、第2段階:29,100円、第3段階:45,300円となる。

【図表78】介護保険料基準額(月額)の推移



(4) その他 (学校給食費)

合併時から現在までの学校給食費の変遷は、図表79のとおりです。

学校給食費については、合併時は現行のとおりとし、平成20年度に公会計方式で提供日数及び年額が統一されています。その後提供日数の拡大及び牛乳単価の上昇に伴う見直しを行い、令和2年度に改定が実施されました。

これにより、県内で最も少なかった提供日数は、依然として県平均を下回る水準にありますが、 | 食当たりの単価は、小学校は県平均と同額、中学校は県平均を6円上回る状況となっています。本市の学校給食は地産地消にも力を入れていることから、食材供給と保護者負担とのバランスを考慮していく必要があります。

【図表79】合併時から現在までの学校給食費の変遷

(単位:日・円)

区分	<u></u>			合併時	(H18)			統	_	改定	県平均
	/J	調整内容	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	【H20】	【H21∼R1】	[R2~]	(R2)
小学校	日数	現行のとお	175	176	175	175	172	173	165	173	176
小子似	年額	りとし、 H20を目途・	45,000	41,300	38,150	39,375	38,000	41,900	41,900	46,100	46,816
中学校	日数	に公会計で	170	175	170	173	170	167	159	167	175
十十八	年額	統一	51,000	47,600	44,540	47,575	45,000	47,600	47,600	52,100	53,550

2 行政サービスの変化

市民生活に直結する行政サービスについて、合併時と合併後でどのように変化してきているのかを社会資本の整備を中心に説明していきます。

(1) 道路

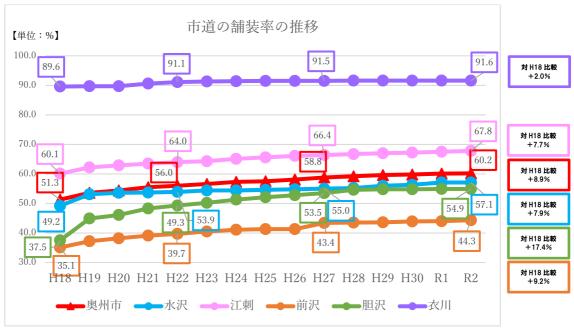
ア 道路舗装率

合併時から現在までの市道の舗装率の推移は、図表80のとおりであり、平成18年度と令和2年度の比較では、市全体で8.9ポイント上昇しています。この要因としては、新市建設計画整備基金や合併特例債を活用した事業のほか、国の大型補正(緊急経済対策)によるものです。

【図表80】市道の舗装率の推移

(単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	51.3	53.6	54.4	55.5	56.0	56.6	57.3	57.5	58.1	58.8	59.2	59.6	59.8	60.1	60.2
水沢	49.2	53.1	53.6	53.7	53.9	54.4	54.4	54.6	54.8	55.0	55.2	56.0	56.3	57.1	57.1
江刺	60.1	62.2	62.9	63.5	64.0	64.3	65.1	65.6	66.1	66.4	66.7	67.0	67.2	67.5	67.8
前沢	35.1	37.2	38.2	39.1	39.7	40.5	41.1	41.3	41.3	43.4	43.5	43.6	43.9	44.0	44.3
胆沢	37.5	44.9	46.1	48.3	49.3	50.2	51.3	52.1	52.8	53.5	54.6	54.8	54.8	54.9	54.9
衣川	89.6	89.7	89.7	90.6	91.1	91.3	91.4	91.5	91.5	91.5	91.6	91.6	91.6	91.6	91.6



※ 各年度の比率は、当該年度の翌年度4月 | 日現在

イ 道路舗装済延長

合併時から現在までの市道の舗装済延長の推移は、図表81のとおりであり、平成 18年度と令和2年度の比較では、市全体で307,631mの増となっています。

【図表81】市道の舗装済延長の推移

(単位: m)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	1,437,333	1,539,511	1,565,629	1,606,912	1,624,025	1,647,199	1,666,602	1,676,695	1,690,542	1,700,816	1,717,445	1,725,843	1,728,932	1,738,740	1,744,964
水沢	336,418	355,432	361,167	361,456	363,347	367,159	367,159	369,911	370,492	374,848	376,258	379,610	380,115	386,741	386,823
江刺	557,203	577,101	583,824	590,403	595,312	599,211	609,636	614,078	618,669	621,366	623,492	626,808	628,607	631,001	634,934
前沢	148,359	157,230	162,848	168,030	172,289	176,300	179,800	180,541	181,338	184,140	184,507	184,883	185,669	186,099	187,694
胆沢	262,128	313,657	321,551	335,365	342,007	350,738	355,922	355,922	363,333	362,834	374,986	376,170	376,171	376,535	377,149
衣川	133,225	134,355	134,275	149,694	149,106	151,827	152,120	154,278	154,745	155,663	156,237	156,407	156,405	156,400	156,400
独立専用自歩道	*	1,736	1,964	1,964	1,964	1,964	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965	1,964	1,964

[※] 独立専用自歩道とは、歩行者用又は自転車の通行用に供するために建設され、独立した路線として 認定されたものをいう。H18の数値は各区の数値に内数として含まれている。

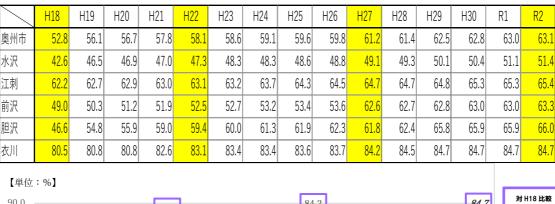


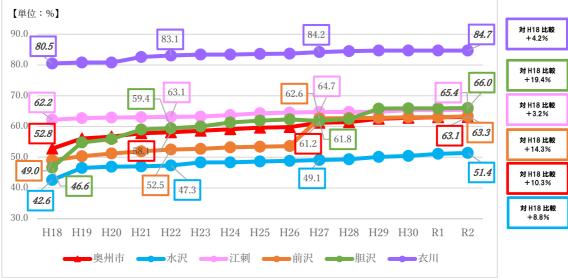
ウ 道路改良率

合併時から現在までの市道の改良率の推移は、図表82のとおりであり、平成18年度と令和2年度の比較では、市全体で10.3ポイント上昇しています。道路舗装率と同様の理由により、道路改良率も高い伸び率となっています。

【図表82】市道の改良率の推移

(単位:%)





※ 各年度の比率は、当該年度の翌年度4月 | 日現在

工 道路改良済延長

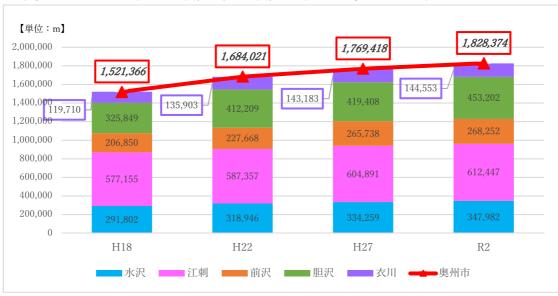
合併時から現在までの市道の改良済延長の推移は、図表83のとおりであり、平成 18年度と令和2年度の比較では、市全体で307,008mの増となっています。

【図表83】市道の改良済延長の推移

(単位:m)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	1,521,366	1,610,992	1,630,100	1,673,720	1,684,021	1,703,875	1,720,531	1,732,290	1,740,260	1,769,418	1,781,960	1,810,004	1,816,473	1,823,502	1,828,374
水沢	291,802	311,268	316,049	316,502	318,946	325,911	325,911	329,102	329,893	334,259	335,670	339,900	340,300	346,632	347,982
江刺	577,155	581,832	583,453	586,071	587,357	588,671	596,187	601,684	603,445	604,891	605,638	606,056	610,655	610,931	612,447
前沢	206,850	212,498	218,172	223,289	227,668	229,682	232,527	233,440	235,060	265,738	265,834	266,009	266,370	266,799	268,252
胆沢	325,849	382,582	389,465	409,429	412,209	419,050	425,051	425,051	428,382	419,408	428,849	451,540	452,651	452,649	453,202
衣川	119,710	121,103	121,023	136,491	135,903	138,623	138,916	141,074	141,541	143,183	144,030	144,560	144,558	144,553	144,553
独立専用自歩道	*	1,709	1,938	1,938	1,938	1,938	1,939	1,939	1,939	1,939	1,939	1,939	1,939	1,938	1,938

※ 独立専用自歩道とは、歩行者用又は自転車の通行用に供するために建設され、独立した路線として 認定されたものをいう。HI8の数値は各区の数値に内数として含まれている。



(2) 水道

ア 上水道普及率

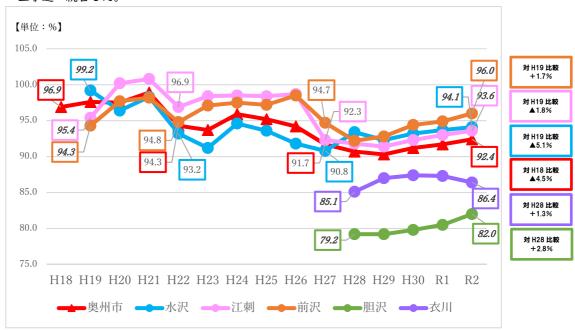
合併時から現在までの上水道の普及率の推移は、図表84のとおりであり、平成18年度と令和2年度の比較では、市全体で4.5ポイント下降しています。これは、普及率の低い簡易水道を平成26年度から順次上水道へ統合したことが影響しています。

【図表84】上水道の普及率の推移

(単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	96.9	97.6	97.5	98.9	94.3	93.7	95.9	95.2	94.2	91.7	90.7	90.3	91.2	91.7	92.4
水沢	不明	99.2	96.4	98.3	93.2	91.2	94.6	93.6	91.8	90.8	93.4	92.3	93.2	93.7	94.1
江刺	不明	95.4	100.2	100.8	96.9	98.4	98.5	98.4	98.7	92.3	91.8	91.4	92.3	93.0	93.6
前沢	不明	94.3	97.7	98.2	94.8	97.1	97.5	97.2	98.5	94.7	92.2	92.8	94.4	94.9	96.0
胆沢											79.2	79.2	79.8	80.5	82.0
衣川											85.1	87.0	87.4	87.3	86.4

- ※ 普及率とは、給水区域内人口に対する給水人口の占める割合を表す。
- ※ 給水区域内人口は住民基本台帳人口に基づく推計、給水人口は実際に給水を受けている人口数のため、普及率が100を超える場合がある。
- ※ H18は地域ごとの普及率が不明であるため、掲載していない。
- ※ H26に水沢簡易水道、H27に江刺簡易水道、H28に胆沢及び衣川簡易水道、H30に前沢簡易水道を 上水道へ統合した。



- ※ HI8は地域ごとの普及率が不明のため、HI9との比較としている。
- ※ 胆沢と衣川は、上水道に統合されたH28との比較としている。

イ 簡易水道普及率

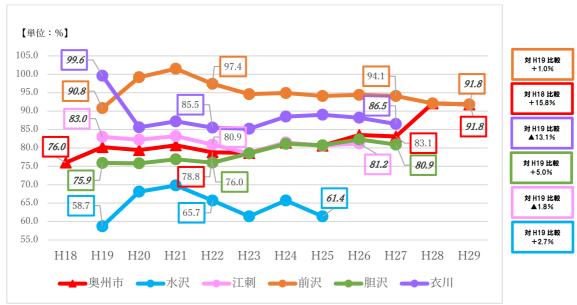
合併時から平成29年度までの簡易水道の普及率の推移は、図表85のとおりです。 簡易水道は平成26年度から順次上水道へ統合を進めており、平成30年度に全ての統 合が完了しました。平成18年度と平成29年度の比較では、市全体で15.8ポイント上 昇しています。

【図表85】簡易水道の普及率の推移

(単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
奥州市	76.0	80.2	79.4	80.7	78.8	78.6	81.4	80.6	83.5	83.1	92.1	91.8
水沢	不明	58.7	68.1	69.8	65.7	61.4	65.7	61.4				
江刺	不明	83.0	82.2	83.2	80.9	78.5	81.5	80.6	81.2			
前沢	不明	90.8	99.2	101.5	97.4	94.6	94.9	94.1	94.4	94.1	92.1	91.8
胆沢	不明	75.9	75.8	76.9	76.0	78.5	81.1	80.7	82.3	80.9		
衣川	不明	99.6	85.6	87.2	85.5	85.2	88.5	89.0	88.2	86.5		

- ※ 普及率とは、給水区域内人口に対する給水人口の占める割合を表す。
- ※ 給水区域内人口は住民基本台帳人口に基づく推計、給水人口は実際に給水を受けている人口数のため、普及率が100を超える場合がある。
- ※ H18は地域ごとの普及率が不明であるため、掲載していない。
- ※ H26に水沢簡易水道、H27に江刺簡易水道、H28に胆沢及び衣川簡易水道、H30に前沢簡易水道を 上水道へ統合した。



- ※ H18は地域別の普及率が不明のため、H19との比較としている。
- ※ 地域ごとの比較対象は、上水道へ統合前の直近年度との比較としている。

ウ 管路経年化率及び管路更新率

本市の水道事業は平成20年度に統合していますが、統合した翌年度から現在まで の上水道の管路経年化率と管路更新率の推移は、図表86のとおりです。

平成26年度からの胆沢ダム本格受水に伴って平成25年度から平成26年度にかけて配水池等を整備したことや簡易水道を平成26年度から順次上水道へ統合している影響で管路の布設延長が増加したことにより、管路更新が低調となっています。しかしながら、法定耐用年数を超えた管路延長の比率は年々増加していることから、引き続き計画的な更新が求められています。

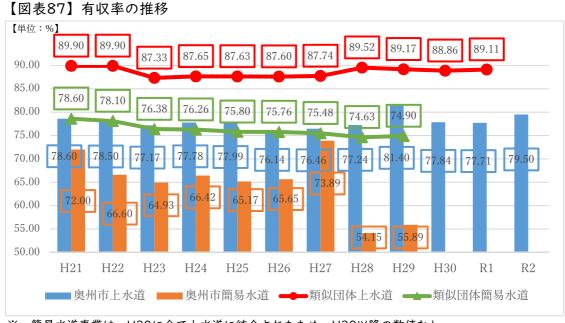


【図表86】上水道の管路経年化率と管路更新率の推移

- ※ 管路経年化比率とは、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す。
- ※ 管路更新率とは、当該年度に更新した管路延長の割合を表す。

工 有収率

有収率とは、水道施設を通じて供給される水量がどの程度収益につながっているか を表す指標であり、図表87のとおり本市の有収率は上水道、簡易水道ともに類似団 体の平均値より大幅に下回っている状況にあります。引き続き水圧適正化、老朽管更 新等の抜本的な漏水対策に取り組む必要があります。



※ 簡易水道事業は、H30に全て上水道に統合されたため、H30以降の数値なし

才 水道給水人口

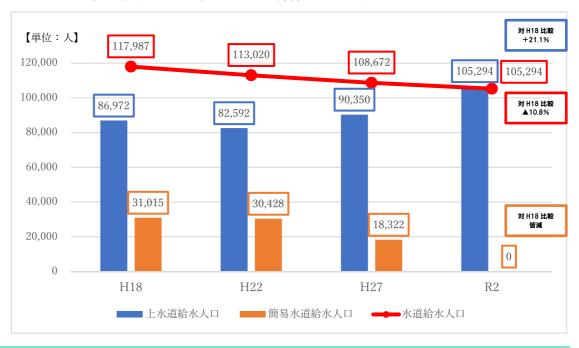
合併時から現在までの水道により給水を受けている人口の推移は、図表88のとおりであり、簡易水道を上水道へ統合した関係で、上水道給水人口は21.1%の増、簡易水道給水人口は皆減となっていますが、全体では人口減少に比例する形で10.8%の減となっています。

【図表88】水道給水人口の推移

(単位:人)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥	州市	117,987	119,178	117,955	118,667	113,020	111,375	113,501	111,618	111,023	108,672	108,395	106,655	106,429	105,840	105,294
	上水道	86,972	86,851	86,408	86,946	82,592	81,410	83,147	82,020	83,833	90,350	106,635	104,944	106,429	105,840	105,294
	簡易水道	31,015	32,327	31,547	31,721	30,428	29,965	30,354	29,598	27,190	18,322	1,760	1,711	0	0	0
水:	沢	0	57,466	56,120	56,747	53,592	52,164	54,018	52,916	52,700	52,018	53,018	52,030	52,108	51,947	51,901
	上水道	不明	55,276	53,602	54,160	51,185	49,955	51,672	50,752	52,700	52,018	53,018	52,030	52,108	51,947	51,901
	簡易水道	不明	2,190	2,518	2,587	2,407	2,209	2,346	2,164							
I.	刺	0	29,705	30,257	30,186	28,809	28,390	28,492	28,086	27,799	27,245	26,728	26,171	26,063	25,896	25,650
	上水道	不明	19,837	20,696	20,686	19,766	19,707	19,784	19,667	19,523	27,245	26,728	26,171	26,063	25,896	25,650
	簡易水道	不明	9,868	9,561	9,500	9,043	8,683	8,708	8,419	8,276						
前	沢	0	13,912	14,299	14,347	13,747	13,768	13,677	13,524	13,499	12,931	12,594	12,514	12,499	12,421	12,354
	上水道	不明	11,738	12,110	12,100	11,641	11,748	11,691	11,601	11,610	11,087	10,834	10,803	12,499	12,421	12,354
	簡易水道	不明	2,174	2,189	2,247	2,106	2,020	1,986	1,923	1,889	1,844	1,760	1,711			
胆	沢	0	13,140	13,012	13,110	12,738	13,007	13,227	13,077	13,129	12,727	12,442	12,314	12,227	12,124	12,056
	上水道											12,442	12,314	12,227	12,124	12,056
	簡易水道	不明	13,140	13,012	13,110	12,738	13,007	13,227	13,077	13,129	12,727					
衣		0	4,955	4,267	4,277	4,134	4,046	4,087	4,015	3,896	3,751	3,613	3,626	3,532	3,452	3,333
	上水道											3,613	3,626	3,532	3,452	3,333
	簡易水道	不明	4,955	4,267	4,277	4,134	4,046	4,087	4,015	3,896	3,751					

※ H18は地域別の給水人口が不明であるため、掲載していない。



(3) 下水道

ア 汚水処理人口普及率

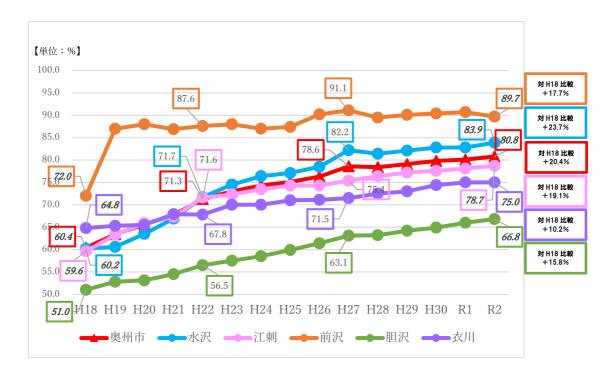
合併時から現在までの汚水処理人口普及率の推移は、図表89のとおりです。平成 18年度と令和2年度の比較では、全ての地域において10%以上の増となっており、 奥州市全体では20.4%の増となっています。

【図表89】汚水処理人口普及率の推移

(単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	60.4	63.4	65.6	67.7	71.3	73.0	74.3	75.1	76.3	78.6	78.4	79.1	79.8	80.1	80.8
水沢	60.2	60.6	63.5	66.9	71.7	74.5	76.4	77.1	78.5	82.2	81.4	82.1	82.8	82.8	83.9
江刺	59.6	63.3	65.9	67.3	71.6	72.3	73.5	74.3	74.3	75.4	76.4	77.2	77.6	78.1	78.7
前沢	72.0	87.0	88.0	86.9	87.6	88.0	87.0	87.4	90.2	91.1	89.5	90.1	90.4	90.7	89.7
胆沢	51.0	52.8	53.1	54.5	56.5	57.5	58.5	59.9	61.4	63.1	63.2	64.2	64.9	66.0	66.8
衣川	64.8	65.3	65.5	67.9	67.8	70.0	70.0	71.0	71.1	71.5	72.5	73.0	74.4	75.0	75.0

※ 汚水処理人口普及率とは、公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティプラントを利用できる 人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を住民基本台帳人口で除して算定した汚水処理 施設の普及割合を表す。



イ 汚水処理人口

合併時から現在までの汚水処理施設の処理人口の推移は、図表90のとおりです。 平成18年度と令和2年度の比較では、公共下水道の整備による処理区域面積の拡大 や区域外でも市営浄化槽の設置が進んでいることにより、全体で17.3%の増となっ ています。

【図表90】汚水処理人口の推移

(単位:人)

典州市 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 奥州市 78,530 81,887 84,032 85,970 89,810 91,160 92,299 92,364 92,794 94,897 93,654 93,515 93,11 公共下水道 45,111 45,207 47,069 47,314 50,047 51,229 52,541 52,682 52,892 54,845 54,388 54,680 54,8 #業業系排水事業 18,137 19,885 19,766 19,338 19,637 19,318 18,833 18,564 18,640 18,333 17,758 17,525 17,2	54,719 27 16,788	R2 92,104 55,132
公共下水道 45,111 45,207 47,069 47,314 50,047 51,229 52,541 52,682 52,892 54,845 54,888 54,680 54,8 康業集活除水事業 18,137 19,885 19,766 19,338 19,637 19,318 18,833 18,564 18,640 18,333 17,758 17,525 17,2	54,719 27 16,788	55,132
東東東京時本事業 18,137 19,885 19,766 19,338 19,637 19,318 18,833 18,564 18,640 18,333 17,758 17,525 17,2	27 16,788	
	<u> </u>	10.007
10.010 45.000 40.000 40.000 40.504 40.000 00.000 00.470 00.470 00.474 00.050 00.474		16,287
住宅用浄化槽等	19,848	19,610
======+75y+	1,057	1,075
水沢 35,942 36,018 37,500 39,202 41,804 43,298 44,375 44,401 44,910 46,926 46,206 46,248 46,2	45,911	46,137
公共下水道 26,505 25,934 27,240 27,417 29,819 31,108 32,188 32,199 32,662 34,495 34,006 34,287 34,587	34,530	34,970
農業業落線水事業 2,127 2,086 2,047 2,006 2,078 2,003 1,958 1,936 1,915 1,841 1,837 1,809 1,7	1,724	1,676
性宅用浄化槽等 6,287 7,030 7,251 8,821 8,931 9,231 9,291 9,331 9,405 9,706 9,489 9,273 9,0	66 8,764	8,581
コミュニティブラント <mark>1,023</mark> 968 962 958 <mark>976</mark> 956 938 935 928 <mark>884</mark> 874 879 8	69 893	910
江刺 19,616 20,566 21,199 21,431 22,507 22,385 22,650 22,626 22,283 22,274 22,226 22,112 21,5	.4 21,728	21,579
公共下水道 11,380 11,758 12,097 12,229 12,485 12,437 12,685 12,710 12,386 12,595 12,584 12,587 12,587	.9 12,475	12,471
■ 農業集落漆水事業 5,801 5,706 5,813 5,623 6,122 5,965 5,901 5,793 5,755 5,465 5,465 5,384 5,2	5,165	5,049
性宅用浄化槽等 2,435 3,102 3,289 3,579 3,900 3,983 4,064 4,123 4,142 4,214 4,177 4,141 4,1	4,088	4,059
前沢 10,815 12,912 12,973 12,751 12,766 12,645 12,400 12,354 12,573 12,580 12,220 12,142 11,5	'3 11,864	11,625
公共下水道 5,647 5,719 5,858 5,762 5,846 5,766 5,766 5,818 5,798 5,757 5,776 5,761 5,6	5,663	5,630
■ 農業某落涂水事業 4,020 6,064 6,005 5,885 5,761 5,695 5,426 5,353 5,582 5,633 5,259 5,200 5,1	39 5,011	4,800
性宅用浄化槽等 1,148 1,129 1,110 1,104 1,159 1,184 1,208 1,183 1,193 1,190 1,185 1,181 1,1	'6 1,190	1,195
胆沢 <mark>8,901</mark> 9,142 9,135 9,295 9,493 9,549 9,639 9,779 9,886 10,015 9,925 9,972 9,9	9,943	9,893
公共下水道 1,579 1,796 1,874 1,906 1,897 1,918 1,902 1,955 2,046 1,998 2,022 2,045 2,0	32 2,051	2,061
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	3,063	2,993
住宅用浄化標等 3,267 3,558 3,493 3,650 3,954 4,025 4,177 4,301 4,330 4,453 4,495 4,537 4,5	30 4,665	4,674
コミュニティグラント 316 138 153 154 154 153 148 151 161 162 170 173 1	68 164	165
衣川 <mark>3,256</mark> 3,249 3,225 3,291 3,240 3,283 3,235 3,204 3,142 3,102 3,077 3,041 3,0)5 2,966	2,870
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1,825	1,769
性宅用浄化標等 806 870 939 1,052 1,052 1,081 1,099 1,094 1,103 1,110 1,118 1,126 1,1	34 1,141	1,101

※ 各年度3月末現在



ウ 下水道整備状況

合併時から現在までの公共下水道及び農業集落排水施設の整備状況は、図表91の とおりです。公共下水道は、主に水沢地域で整備が進んだことにより、平成18年度 と令和2年度との比較では処理区域面積が459hg増加しています。

農業集落排水施設は、主に前沢地域で整備が進みましたが、現在は施設の維持管理が中心となっており、今後は公共下水道への接続も順次進めていく予定です。

また、合併時から現在までの公共下水道や農業集落排水施設等の処理区域外に設置する市営浄化槽の設置状況は図表92のとおりであり、平成18年度と令和2年度との比較では設置基数が3.3倍に増えています。特に公共下水道の事業計画区域外の面積が多い江刺地域と胆沢地域で主に住宅用としての設置が進んでいます。

【図表91】公共下水道及び農業集落排水施設の整備状況

〇公共下水道処理区域面積

(単位:ha)

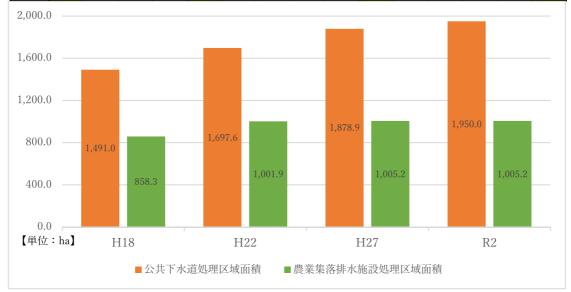
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	1,491.0	1,570.0	1,618.9	1,666.4	1,697.6	1,747.3	1,787.9	1,813.8	1,840.5	1,878.9	1,900.9	1,916.4	1,896.8	1,925.1	1,950.0
水沢	697.0	729.0	742.4	765.7	797.6	843.0	877.1	901.1	927.8	961.1	983.2	998.6	1,034.0	1,062.3	1,087.2
江刺	465.0	494.0	519.4	541.2	540.8	545.1	551.3	553.1	553.1	557.9	557.9	557.9	505.0	505.0	505.0
前沢	210.0	213.0	222.8	225.3	225.3	225.3	225.3	225.3	225.3	225.6	225.6	225.6	226.1	226.1	226.1
胆沢	119.0	134.0	134.3	134.3	134.0	134.0	134.3	134.3	134.3	134.3	134.3	134.3	131.7	131.7	131.7

※ 公共下水道処理区域が無い衣川地域は表示していない。

○農業集落排水施設処理区域面積

(単位:ha)

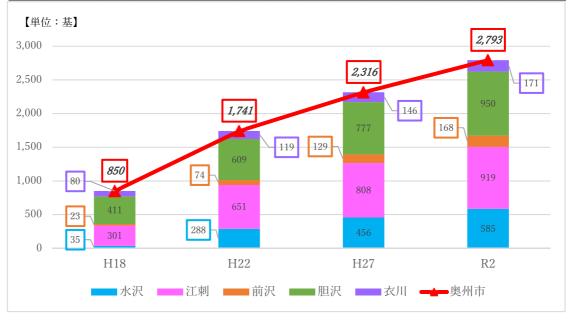
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	895.5	981.8	991.7	991.7	1,001.9	1,001.9	1,001.9	1,001.9	1,001.9	1,005.2	1,005.2	1,005.2	1,005.2	1,005.2	1,005.2
水沢	116.6	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1
江刺	288.8	288.8	298.7	298.7	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9	308.9
前沢	172.6	249.4	249.4	249.4	249.4	249.4	249.4	249.4	249.4	252.7	252.7	252.7	252.7	252.7	252.7
胆沢	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2
衣川	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3



【図表92】市営浄化槽設置状況の推移

(単位:基)

	\	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥州市	設置	296	276	244	198	173	109	145	115	107	99	101	97	89	99	91
突川巾	累計	850	1,126	1,370	1,568	1,741	1,850	1,995	2,110	2,217	2,316	2,417	2,514	2,603	2,702	2,793
水沢	設置	35	54	79	62	58	35	42	33	32	26	20	18	28	32	31
小八	累計	35	89	168	230	288	323	365	398	430	456	476	494	522	554	585
江刺	設置	168	139	96	67	48	31	43	29	22	32	21	33	21	19	17
/上本]	累計	301	440	536	603	651	682	725	754	776	808	829	862	883	902	919
前沢	設置	23	12	13	13	13	9	16	9	10	11	13	2	7	7	10
BJ //∖	累計	23	35	48	61	74	83	99	108	118	129	142	144	151	158	168
胆沢	設置	60	59	46	46	47	30	39	39	34	26	40	38	26	38	31
四二八	累計	411	470	516	562	609	639	678	717	751	777	817	855	881	919	950
衣川	設置	10	12	10	10	7	4	5	5	9	4	7	6	7	3	2
1 ///	累計	80	92	102	112	119	123	128	133	142	146	153	159	166	169	171



(4) その他

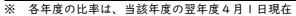
ア 学校施設耐震化の状況

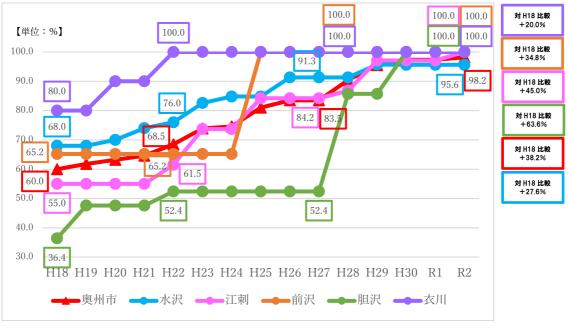
合併時から現在までの学校施設の耐震化の状況は、図表93のとおりです。学校施設の多くは昭和40年代から昭和50年代に建てられたものであり、合併以降に2度の大きな地震が発生した状況も踏まえ、計画的に建替え等も進めながら耐震化にも取り組んできました。平成18年度と令和2年度との比較では、奥州市全体で38.2%の増となっており、現在残っているのは建替え事業を進めている水沢中学校のみとなっています。

【図表93】学校施設耐震化率の推移

(単位:棟)

_																
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥	州市	60.0%	61.8%	63.2%	64.6%	68.5%	73.9%	74.6%	81.0%	83.5%	83.5%	90.4%	95.5%	97.3%	97.3%	98.2%
	小学校棟数	98	97	97	97	96	91	91	74	74	74	74	73	72	72	72
	中学校棟数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	40	38	38	38	38
	耐震性がない棟数	58	55	53	51	45	36	35	23	20	20	11	5	3	3	2
水	沢	68.0%	68.0%	70.0%	74.0%	76.0%	82.6%	84.8%	84.8%	91.3%	91.3%	91.3%	95.7%	95.6%	95.6%	95.6%
	小学校棟数	31	31	31	31	31	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26
	中学校棟数	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	耐震性がない棟数	16	16	15	13	12	8	7	7	4	4	4	2	2	2	2
江	刺	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%	61.5%	73.7%	73.7%	84.2%	84.2%	84.2%	86.8%	97.1%	97.1%	97.1%	100.0%
	小学校棟数	28	28	28	28	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25
	中学校棟数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	10	10	10	10
	耐震性がない棟数	18	18	18	18	15	10	10	6	6	6	5	1	1	1	0
前	沢	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	小学校棟数	20	20	20	20	20	20	20	3	3	3	3	3	3	3	3
	中学校棟数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	耐震性がない棟数	8	8	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
胆	沢	36.4%	47.6%	47.6%	47.6%	52.4%	52.4%	52.4%	52.4%	52.4%	52.4%	85.7%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	小学校棟数	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	中学校棟数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	3	3	3	3	3
	耐震性がない棟数	14	11	11	11	10	10	10	10	10	10	2	2	0	0	0
衣.		80.0%	80.0%	90.0%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	小学校棟数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	中学校棟数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	耐震性がない棟数	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0





イ 世帯内第三子以降保育料無償化の状況

第三子以降の保育料の軽減措置については、合併協議において子育て支援の観点から、国基準の同時入所や所得要件に関わらず、世帯内で対象児童が年齢順に三番目以降である場合は、無料とされました。

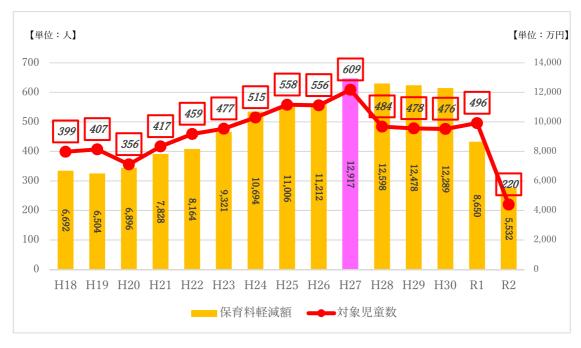
合併時から現在までの世帯内第三子以降保育料無償化の推移は、図表94のとおりであり、子ども・子育で支援新制度が開始された平成27年度以降は、国基準の要件緩和や3歳以上の全ての子どもにかかる費用を無償化するなどの改正が行われた影響により対象児童数、保育料軽減額ともに減少傾向にあります。

【図表94】世帯内第三子以降保育料無償化の推移

(単位:人・万円)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奥	対象児童数	399	407	356	417	459	477	515	558	556	609	484	478	476	496	220
市	保育料軽減額	6,692	6,504	6,896	7,828	8,164	9,321	10,694	11,006	11,212	12,917	12,598	12,478	12,289	8,650	5,532
水	対象児童数	196	195	173	193	195	201	229	238	238	270	207	205	211	220	99
沢	保育料軽減額	3,333	3,292	3,333	3,627	3,421	3,855	4,796	4,776	4,795	5,775	5,400	5,290	5,387	3,795	2,440
江	対象児童数	102	98	94	113	127	140	144	162	164	166	127	127	130	140	56
刺	保育料軽減額	1,719	1,594	1,931	2,209	2,472	2,780	2,939	3,183	3,177	3,284	3,341	3,455	3,399	2,451	1,401
前	対象児童数	37	43	38	46	55	57	59	69	68	74	64	60	60	63	23
沢	保育料軽減額	578	633	768	865	898	1,095	1,228	1,427	1,447	1,570	1,528	1,546	1,636	1,153	630
胆	対象児童数	53	52	41	50	65	66	68	68	69	80	71	69	62	60	30
沢	保育料軽減額	833	690	694	899	1,073	1,362	1,460	1,281	1,361	1,826	1,912	1,725	1,554	1,080	792
衣	対象児童数	11	19	10	15	17	13	15	21	17	19	15	17	13	13	12
JII	保育料軽減額	229	295	170	228	300	229	271	339	432	462	417	462	313	171	269

- ※ 対象児童数は、年度途中入退所者を含む当該無償化が適用された実人数を表す。
- ※ 保育料軽減額は、当該無償化の適用により利用者負担分を市が実質的に負担した年額を表す。



ウ 医療費助成の状況

合併時から現在までの医療費助成の改正の変遷は以下のとおりであり、合併以降は子どもの助成対象の拡大を中心に改正が行われてきました。また、現物給付への切替えによって保護者等の手続きの簡素化を図り、給付サービスが受けやすいよう配慮しています。

年度	対象月	改正内容
H19	H20.3月診療分まで	「一人暮らし老人」廃止
H22	H22.10月診療分から	「母子家庭等」・「父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改正
HZZ	日ZZ.10月砂烷刀小的	「子ども」の対象を「小学生」まで拡大
H28	H28.8月診療分から	「子ども」の「未就学児」と「妊産婦」の現物給付開始
H31	H31.4月診療分から	「子ども」の対象を「中高生」まで拡大
(RI)	RI.8月診療分から	「子ども」の「小学生」の現物給付開始
R2	R2.8月診療分から	「子ども」の「中学生」の現物給付開始

また、医療費助成の推移は図表95のとおりであり、子ども(乳幼児⇒小学生⇒中高生)の支給対象の拡大に伴い、助成対象者及び助成金額ともに子どもの占める割合が高くなっています。

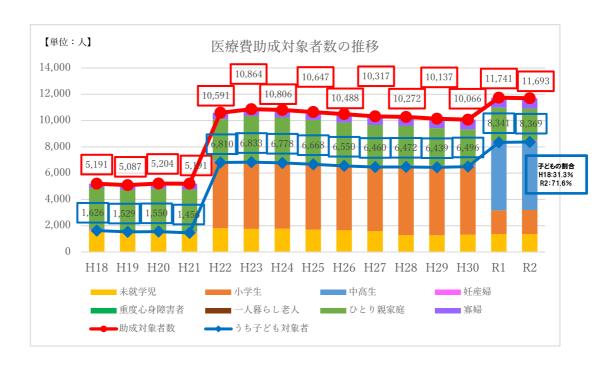
【図表95】医療費助成の推移

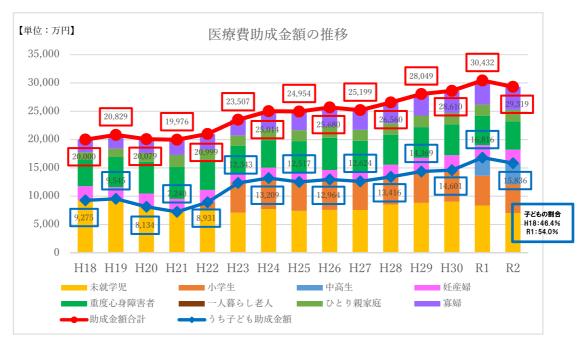
(単位:人・万円)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
助	成対象者	5,191	5,087	5,204	5,191	10,591	10,864	10,806	10,647	10,488	10,317	10,272	10,137	10,066	11,741	11,693
	未就学児	1,626	1,529	1,550	1,456	1,804	1,759	1,769	1,705	1,642	1,595	1,285	1,267	1,311	1,366	1,360
	小学生					5,006	5,074	5,009	4,963	4,908	4,865	5,187	5,172	5,185	1,795	1,831
	中高生														5,180	5,178
	妊産婦	153	127	130	133	120	95	93	102	98	95	124	120	120	104	116
	重度心身障害者	61	60	53	46	40	30	33	33	31	34	34	34	37	36	34
	一人暮らし老人	2	1													
	ひとり親家庭	3,018	3,001	3,066	3,114	3,136	3,385	3,326	3,238	3,177	3,070	2,959	2,830	2,673	2,495	2,390
	寡婦	331	369	405	442	485	521	576	606	632	658	683	714	740	765	784
助	成金額	20,000	20,829	20,079	19,976	20,999	23,507	25,014	24,954	25,680	25,199	26,560	28,049	28,610	30,432	29,319
	未就学児	9,275	9,545	8,134	7,240	7,679	7,081	7,724	7,401	7,570	7,553	8,516	8,817	9,027	8,334	7,039
	小学生					1,252	5,262	5,485	5,116	5,394	5,071	4,900	5,552	5,574	5,274	5,030
	中高生														3,208	3,767
	妊産婦	2,494	2,055	2,331	2,283	2,182	1,755	1,822	1,713	1,656	1,794	2,144	2,398	2,636	2,191	2,375
	重度心身障害者	4,673	5,314	5,585	5,621	5,125	4,822	4,862	5,498	5,693	5,360	5,303	5,434	5,439	5,215	5,016
	一人暮らし老人	18	4													
	ひとり親家庭	1,283	1,470	1,586	2,140	1,989	1,819	1,916	1,930	1,983	1,936	2,024	2,044	2,020	1,951	2,007
	寡婦	2,257	2,441	2,443	2,692	2,772	2,768	3,205	3,296	3,384	3,485	3,673	3,804	3,914	4,259	4,085

[※] 県基準と異なる基準(対象者・所得制限・受給者負担)で市が単独で実施している助成の状況を表す。

[※] H18~H22のひとり親家庭の数値は、母子家庭等と父子家庭等の合計







3 公共施設の変化

公共施設もまた、市民生活に深く関わりのある行政サービスの一種といえます。この項目では、合併後の統廃合等の状況、利用者数の変化、適正管理のための取組について説明します。

(1) 公共施設の統廃合等の状況

ア 統廃合した施設

合併後の主な統廃合の事例として、前沢地域内の全ての小学校を統合した「統合前 沢小学校」の新設(平成26年4月)、同じく胆沢地域内の全ての中学校を統合した 「統合胆沢中学校」の新設(平成29年4月)が特徴的です。

その他の主な統廃合の事例も、小中学校施設や子育て支援施設に集中しています。

【図表96】統廃合した主な施設

時 期	地域	統合に伴う廃止施設	統合先の施設	備考	
平成21年6月	江刺	伊手保育所	江刺南保育所	統合・新設	
一人人	/工术!	藤里児童館	<u> </u>	<u> </u>	
		前沢小学校			
		白鳥小学校			
		上野原小学校			
平成26年4月	前沢	古城小学校	前沢小学校	統合・新設	
		白山小学校			
		母体小学校			
		赤生津小学校			
	胆沢	小山中学校			
平成29年4月		南都田中学校	胆沢中学校	統合・新設	
		若柳中学校			
平成31年4月	江刺	田原中学校	江刺第一中学校	既存施設へ統合	
	前沢	前沢南幼稚園			
令和2年4月		前沢北幼稚園	前沢北こども園	統合・新設	
		前沢東幼稚園			
令和2年4月	胆沢	小山西幼稚園	小山東幼稚園	既存施設へ統合	
令和3年4月	江刺	江刺観光物産センター	江刺ターミナルプラザ	機能移転・複合化	

イ 新設・建替え等をした施設

新設した主な施設としては、あゆみ園、江刺南保育所等の子育て支援施設や市営住宅が挙げられます。また、小中学校や地区センターの分野において、施設の建替えが進んでいます。

なお、衣川総合支所庁舎は、東日本大震災からの復旧のため移転新築したものです。

【図表97】新設、建替え等をした主な施設

時 期	地域	施設名	区分	備考
平成19年6月	衣川	あゆみ園	新設	
平成21年6月	江刺	田原保育所	移転新築	
平成21年6月	江刺	江刺南保育所	新設	統廃合施設を再掲
平成21年12月	衣川	衣川中学校	建替え	
平成22年 月	江刺	岩谷堂幼稚園	建替え	
平成22年3月	江刺	田原小学校	建替え	
平成22年3月	江刺	伊手地区センター	建替え	
平成23年4月	水沢	子育て総合支援センター	新設	
平成23年4月	水沢	いずみ保育園	建替え	
平成24年 月	水沢	真城小学校	建替え	
平成24年 月	江刺	岩谷堂放課後児童クラブ	新設	
平成24年2月	江刺	岩谷堂小学校	移転新築	
平成25年 月	江刺	岩谷堂地区センター	建替え	
平成26年4月	前沢	前沢小学校	移転新築	統廃合施設を再掲
平成26年8月	江刺	稲瀬地区センター	移転新築	
平成26年8月	衣川	衣里地区センター	新設	
平成28年2月	江刺	江刺愛宕地区センター	移転新築	
平成28年4月	前沢	市営住宅竹沢団地	新設	
平成29年4月	胆沢	胆沢中学校	新設	統廃合施設を再掲
平成30年 月	衣川	衣川総合支所庁舎	移転新築	
令和2年4月	前沢	前沢北こども園	新設	統廃合施設を再掲
令和2年4月	胆沢	南都田地区センター	移転新築	

ウ 廃止した施設

行政目的の用途を廃止した施設は、園児数が減少した幼稚園施設のほか、地元に管理を移管した集会施設に多く見られます。また、ひめかゆ温泉や蔵まち郷土食財館のように民間に移譲した事例があるほか、勤労青少年ホーム等の当初の設置目的が達成されたとして施設廃止となった事例も見られます。

なお、水沢サンスポーツランド(野球場・多目的グラウンド)は、隣接企業に土地 を売却のうえ工場用地に転用するために施設廃止しています。

【図表98】廃止した主な施設

廃止年月	地域	施設名	廃止理由
平成22年3月	水沢	水沢西幼稚園	園児数減少等のため
平成23年3月	前沢	まなびい館	前沢図書館へ転用のため
平成24年3月	衣川	衣川公民館 (教育委員会衣川支所)	衣川庁舎移転のため
平成24年3月	水沢	水沢農業担い手センター	地元移管のため
平成25年3月	江刺	栄町コミュニティ防災センター	地元移管のため
平成29年3月	江刺	蔵まち郷土食財館	民間移譲のため
平成29年9月	水沢	水沢サンスポーツランド	土地売却のため
平成30年3月	江刺	大平生活改善センター	地元移管のため
平成30年3月	水沢	黒石幼稚園	園児数減少等のため
平成31年3月	水沢	水沢乙女川先人館	目的達成のため
令和2年3月	水沢	上姉体幼稚園	園児数減少等のため (令和元年度は休園)
令和2年9月	衣川	国民宿舎サンホテル衣川荘	民間移譲のため
令和3年3月	胆沢	温泉保養施設ひめかゆ	民間移譲のため
令和3年3月	衣川	衣里幼稚園	園児数減少等のため (令和2年度は休園)
	水沢	勤労者青少年ホーム	
令和3年3月	江刺	勤労者青少年ホーム 江刺サテライト 勤労者青少年ホーム	目的達成等のため
	胆沢	胆沢サテライト	
令和3年3月	江刺	江刺伝統文化等保存伝習館	目的達成等のため

[※] 廃止年月は、条例上の廃止日を基準としました。

(2) 公共施設の利用状況

市民に利用されている主な施設について合併後の利用者数の変化を見ると、地区センターが微増傾向、体育館が増加傾向にあるものの、その他の施設は、総じて減少傾向となっています。それぞれの減少の度合いは、人口減少率(平成17年度と令和元年度の対比で11.5%減)よりも高くなっており、この要因としては、人口減少によるもののほか、市民の余暇の過ごし方が多様化してきている影響だと考えられます。

主な施設の分野別それぞれの利用状況は、次のとおりです。

ア 地区センター

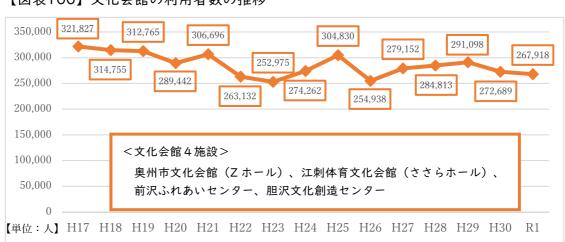
地区センターの利用者数は、総じて微増傾向となっています。これは、人口が減少 する一方で、合併後に施設整備が進んだ影響があるものと考えられます。



【図表99】地区センターの利用者数の推移

イ 文化会館

文化会館の利用者数は、総じて減少傾向にあり、平成17年度と令和元年度を比較した減少率は16.8%となっています。これは、同時期の人口減少率11.5%に加えて、年齢別人口構成の影響を受けていると考えられます。



【図表100】文化会館の利用者数の推移

ウ 図書館

図書館の利用者数は、総じて減少傾向にあり、平成17年度と令和元年度を比較した減少率は18.3%となっています。これは、同時期の人口減少率11.5%に加えて、年齢別人口構成の影響を受けていると考えられます。

【図表101】図書館の利用者数の推移



工 野球場

野球場の利用者数は、平成19年度の約7万4千人をピークとして、令和元年度は約3万2千人まで落ち込み、大きく減少しています。これは、競技人口の減少が影響しているものと考えられます。

【図表102】野球場の利用者数の推移



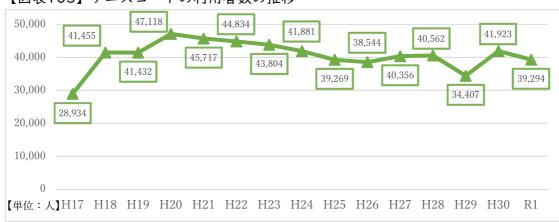
<野球場7施設>

水沢公園野球場、江刺中央運動公園野球場、根岸公園野球場、前沢いきいきスポーツランド野球場、胆沢野球場、衣川野球場、水沢サンスポーツランド野球場(平成 29 年 10 月廃止)

オ テニスコート

テニスコートの利用者数は、平成20年度の約4万7千人をピークとして、令和元年度には約3万9千人まで減少しています。

【図表103】テニスコートの利用者数の推移



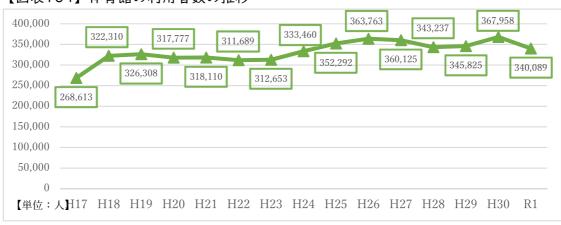
<テニスコート5施設>

水沢公園テニスコート、江刺カルチュアパークテニスコート、前沢いきいきスポーツランドテニスコート、前沢グリーンアリーナテニスコート、胆沢農村広場テニスコート

力 体育館

体育館の利用者数は、総じて増加傾向にあり、平成17年度の約26万9千人から徐々に増加し、ピークとなる平成30年度には約36万8千人を記録しています。

【図表104】体育館の利用者数の推移



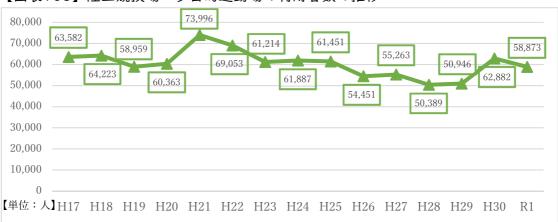
<体育館9施設>

奥州市総合体育館(Z アリーナ)、水沢体育館、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢 B&G 海洋センター体育館、前沢グリーンアリーナ、前沢スポーツセンター体育館、胆沢総合体育館、 衣川社会体育館

キ 陸上競技場・多目的運動場

陸上競技場・多目的運動場の利用者数は、利用目的が多用途であるため増減幅が大きく、単純な比較はできませんが、総じて横ばい又は微減傾向にあるといえます。

【図表105】陸上競技場・多目的運動場の利用者数の推移



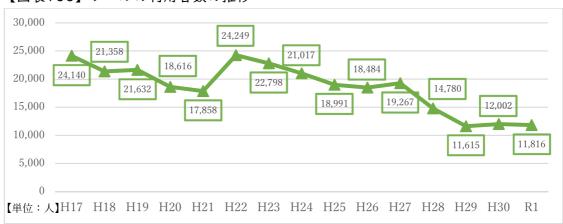
<陸上競技場・多目的運動場8施設>

水沢公園陸上競技場、ふれあいの丘公園多目的運動広場、胆沢川桜づつみ広場多目的運動広場、江刺中央運動公園陸上競技場、江刺カルチュアパーク多目的広場、前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド、胆沢陸上競技場、水沢サンスポーツランド多目的グラウンド(平成29年10月廃止)

ク プール

プール施設の利用者数は、総じて減少傾向にあり、平成22年度には一旦持ち直す ものの、その後再び減少に転じています。

【図表106】プールの利用者数の推移



<プール5施設>

大鐘公園市民プール、根岸公園プール(平成 24 年 3 月廃止)、前沢 B&G 海洋センタープール、胆沢プール、衣川温水プール(平成 29 年 4 月廃止)

(3) 総合管理計画と今後の取組

合併後、市では公共施設の統廃合等を進めてきましたが、今なお数多くの施設が存在 しています。また、人口減少や社会情勢の変化等により、施設の利用需要にも変化が見 られ、今後の公共施設のあり方が課題となっています。

このような状況を踏まえ、市では、長期的視点による負担軽減・平準化を図るととも に、各種施設を総合的かつ計画的に管理するため、「奥州市公共施設等総合管理計画」 を平成29年3月に策定しています。

以下、その概要について説明します。

ア 公共施設の保有量

公共建築物の総棟数は1,978棟、延床面積の合計は668,593㎡で、 Zホール(奥州市文化会館 9,800.55㎡)の広さに例えると、約68個分になります。分類別延床面積は、学校教育系施設が全体の30%を占め、次いでスポーツ施設(9.0%)、産業系施設(8.9%)、公営住宅(8.7%)、コミュニティ関連施設(7.7%)の順となっています。このほか、普通財産を含むその他(9.1%)も多くの延床面積を有しています。

【図表107】公共建築物数量(大分類別)

	佐凯の田冷(七八粨)	棟数	(棟)	床面積	(m^2)
	施設の用途(大分類)		構成比		構成比
1	学校教育系施設	331	16. 70%	202, 535	30. 30%
2	コミュニティ関連施設	103	5. 20%	51, 730	7. 70%
3	社会教育系施設	69	3.50%	43, 039	6. 40%
4	スポーツ施設	116	5.90%	60, 278	9.00%
5	産業系施設	208	10.50%	59, 629	8. 90%
6	子育て支援施設	86	4. 30%	23, 590	3. 50%
7	保健·福祉施設	16	0.80%	14, 733	2. 20%
8	医療系施設	23	1.20%	30, 724	4. 60%
9	行政関連施設	181	9. 20%	46, 430	6. 90%
10	公営住宅	401	20.30%	58, 236	8.70%
11	公園施設	88	4. 40%	3, 267	0. 50%
12	歴史的建造物	28	1.40%	2, 293	0.30%
13	インフラ資産(建築物)	78	3.90%	11, 113	1. 70%
14	その他(普通財産等)	250	12.60%	60, 998	9. 10%
	総計	1, 978	100.00%	668, 593	100.00%

[※] 単位未満を四捨五入しているため、総計欄の数値と内訳を足し上げたものとは一致しない。

イ 施設老朽化の状況

市の公共建築物(平成27年4月時点)の床面積は、築30年未満の建物が約50%を占め、築30年以上の延床面積は331,894㎡で、老朽化率(築30年以上が経過している建物の面積割合)は約49.6%となっています。

【図表108】公共建築物の大分類別・経過年別延床面積の状況

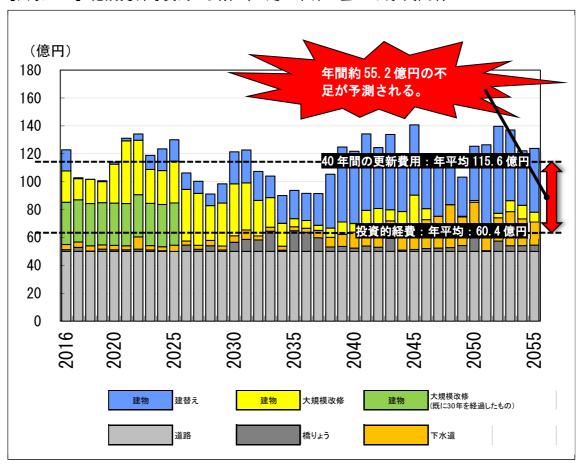
(単位: m²)

建築年代	30年	30∼	40~	50~	60年	30年	老朽化率
大分類	未満	39年	49年	59年	以上	以上	七州化学
学校教育系施設	98, 935	36, 708	39, 969	23, 076	3, 847	103,600	51.2%
コミュニティ関連施設	31, 011	10, 828	6, 775	3, 116	0	20,719	40.1%
社会教育系施設	37, 690	1,813	1, 222	0	2, 313	5, 348	12.4%
スポーツ施設	34, 663	22, 819	422	0	2, 375	25, 616	42.5%
産業系施設	31, 418	16, 488	11, 005	449	269	28, 211	47.3%
子育て支援施設	13, 173	8, 796	1,621	0	0	10, 417	44. 2%
保健·福祉施設	7, 192	4, 578	2, 962	0	0	7, 541	51.2%
医療系施設	13, 460	16, 578	221	0	465	17, 264	56. 2%
行政関連施設	21, 649	23, 210	10	119	1, 441	24, 780	53.4%
公営住宅	14, 450	33, 267	9, 662	857	0	43, 786	75. 2%
公園施設	797	2, 039	348	0	83	2, 469	75.6%
歴史的建造物	293	0	250	0	1,750	2,000	87. 2%
インフラ資産(建築物)	7, 866	1, 585	717	116	829	3, 247	29. 2%
その他(普通財産等)	24, 101	12, 268	15, 098	7, 078	2, 453	36, 897	60. 5%
総計	336, 699	190, 975	90, 282	34, 811	15, 826	331, 894	49.6%

[※] 単位未満を四捨五入しているため、総計欄の数値と内訳を足し上げたものとは一致しない。

ウ 公共施設の適正化に向けた今後の取組

市が保有する全ての施設を単純に更新した場合は、年平均で115.6億円の費用となる試算で、過去の投資的経費の平均60.4億円と比較し、年間で約55.2億円が不足すると予測されます。



【図表109】施設更新等費用の試算(一定の条件に基づく将来推計)

エ 対策の基本方針と今後の取組

このように、すべての施設の維持は困難である状況を踏まえ、この計画においては、 ①供給量の適正化(統廃合や複合化等による総量の縮減)、②既存施設等の有効活用 (計画的な修繕等による品質保持と機能改善)、③効率的な管理・運営(一元的な管 理体制構築と民間活力の導入推進)の3つの取組を推進することを基本方針として、 真に必要とされるサービスの維持・向上を目指すこととしています。

今後は、この計画で定めた基本方針に基づき、市民合意の形成を図りながら、個別の施設の統廃合や改修、更新等の事業化を図り、もって施設の適正管理と有効活用を推進することとしています。